

静岡県社会的養育推進計画の策定について

こども家庭部子育て支援課
児 童 相 談 所

1 概 要

(1) 計画の概要

計画の位置づけ	・平成 28 年の児童福祉法改正により、家庭若しくは家庭的な環境での養育を優先する「家庭養育優先原則」が規定されたことを踏まえ計画を策定 ・児童の養育先として施設よりも里親委託を優先 ・施設養育においては、養育単位の小規模化（養育単位 4 ～ 6 人）を推進 ・こどもの権利擁護や自立支援の推進への取組等について記載
計画策定主体	静岡県、静岡市、浜松市 ※県が策定する計画の中に各政令市計画を記載。
計 画 期 間	令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間 (前期：令和 2 年度～令和 6 年度、後期：令和 7 年度～令和 11 年度)
計画策定方法	有識者及び県内児童福祉施設関係者等から成る検討会議により 3 回の会議による審議・検討を経て策定 ※検討会議設置に係る庶務は静岡県が行う。

(2) 策定の経過

第 1 回検討会議	令和 6 年 7 月 2 9 日	・現行計画の進捗状況の確認 ・国の策定要領の確認
入所児童等 状 況 調 査	7 月 3 0 日～ 8 月 3 0 日	・県内の各児童相談所に対して、施設入所しているこどものうち、里親等による養育が望ましいこどもの状況を把握する調査を実施
こどもの意識 アンケート	8 月 6 日～ 8 月 3 0 日	・児童養護施設及び里親へ措置されている小学 4 年生以上のこどもに権利擁護に係るアンケートを実施
施 設 計 画 ヒアリング	8 月 1 4 日～ 8 月 2 2 日	・児童養護施設、乳児院が小規模化等に向けて策定する施設計画について、各施設へヒアリングを実施
浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	9 月 1 2 日	・計画策定及び計画の概要、策定項目について報告
第 2 回検討会議	1 0 月 1 5 日	・計画構成概要、計画の基本理念、里親委託率数値目標等の検討
第 3 回検討会議	1 2 月 6 日	・事務局作成の計画案の確認
パブリック コ メ ン ト	1 2 月 2 5 日～ 令和 7 年 1 月 2 2 日	・静岡県によるパブリックコメントを実施
第 4 回検討会議	2 月 1 7 日	・パブリックコメントを反映した事務局作成の計画案を確認
浜松市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	3 月 6 日	・計画の策定状況の報告
計画策定・公表	3 月 末 頃	

2 静岡県実施のパブリックコメントの結果について

(1) 意見募集期間 令和6年12月25日(水)から令和7年1月22日(水)まで

(2) 意見提出状況 20件(うち浜松市記載分 5件)

(3) 提出された主な意見(抜粋)

章	項目	意見(要約)	回答
第5章	3 (1) イ	子育て短期支援事業の資源の必要量、整備すべき見込量について、乳児院や里親の協力、新たにショートステイ里親の育成など、社会資源の拡大に向けた計画の策定を願いたい。	子育て短期支援事業の新たな社会資源の開拓についてはご意見の趣旨を踏まえ、取り組んでまいります。
第5章	3 (3) イ	一時保護児童の原籍校等への通園・通学は、子どもたちの居場所を確保し、より安心・安全な暮らしを実現する有効な手立てである。政令市を含めなるべく早期に実現できるよう願いたい。	職員の配置を含め、より児童の権利擁護に繋がるよう、今後の施策の参考とさせていただきます。

3 静岡県社会的養育推進計画(案)について

別添「資料」の計画案で、現在最終調整を行っている。

4 計画の進捗状況の自己点検・評価の実施

毎年度、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ自己点検・評価結果の報告を行う。

※県、静岡市も同様に各自治体の審議会で報告。

静岡県社会的養育推進計画 (案)

令和7年3月

静岡県・静岡市・浜松市

目 次

第1章 計画の策定にあたって . . . 1

1. 計画策定の趣旨 . . . 1
2. 計画の期間 . . . 1
3. 社会的養育の体制整備の基本的な考え方 . . . 1
4. PDCA サイクル運用の在り方 . . . 2

第2章 社会的養育を取り巻く状況 . . . 3

1. 児童人口の推移 . . . 3
2. 虐待相談対応件数の状況 . . . 3
3. 措置児童数の状況 . . . 4
4. 里親・ファミリーホーム委託の状況 . . . 5
5. 一時保護の状況 . . . 7
6. 現計画の評価 . . . 8

第3章 計画の基本理念及び施策体系 . . . 10

1. 基本理念 . . . 10
2. 施策体系 . . . 10

第4章 代替養育を必要とするこども数等の見込み . . . 11

1. 児童の推計人口 . . . 11
2. 代替養育を必要とするこども数の見込み . . . 12
3. 里親等での養育が必要なこども数の見込み . . . 13

第5章 社会的養育の推進に向けた取組 . . . 16

《浜松市》

1. こどもの権利擁護の推進	17
(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組	17
(ア) 意見聴取等措置	17
(イ) 意見表明等支援事業の実施	20
(ウ) こどもの権利擁護に係る環境整備	23
2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進	27
(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	27
(ア) 相談支援体制の整備に向けた取組	27
(イ) 家庭支援事業等の整備に向けた取組	30
(ウ) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	33
(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	35
(3) 一時保護改革に向けた取組	37
(ア) 一時保護体制の整備	37
(イ) 一時保護の環境及び体制整備	41
(4) 児童相談所の強化等に向けた取組	44
3. 家庭と同様の環境における養育の推進	48
(1) 代替養育を必要とするこどものパーマナンスー保障に向けた取組	48
(ア) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	48
(イ) 親子関係再構築に向けた取組	50
(ウ) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	54
(2) 里親等への委託の推進に向けた取組	57
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	62
(ア) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化	62
(イ) 多機能化・機能転換	67
(4) 障害児入所施設における支援	72
4. こどもの自立支援の推進	73
(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	73

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成28年の改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの「家庭養育優先の原則」が明記され、これを受けて取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、静岡県、静岡市及び浜松市は、令和2年3月に「静岡県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等を推進してきた。

令和4年6月には、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずる改正児童福祉法が成立し、令和6年3月には、この改正内容を踏まえた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示されたことから、既存の計画を全面的に見直し、新たな計画を策定する。

策定に当たっては、静岡県、静岡市及び浜松市がそれぞれ策定する「こども基本計画」（いずれも令和7年3月策定）との整合を図る。

2. 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

※当初計画（令和2年度から令和11年度まで）の後期

3. 社会的養育の体制整備の基本的考え方

- ・ こどもの最善の利益を図るための「永続的なパーマネンシー保障」を図るため、政令市を除く市町では、県支援のもと各市町において、静岡市及び浜松市では両政令市において、家庭支援事業を活用した予防的支援体制を構築する。
- ・ 代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、こどもの意向や状況等を踏まえ、里親又はファミリーホームへの委託を検討し、これらが適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的ユニットへの入所措置を行う。
- ・ 里親等への委託や施設入所措置がされたこどもについては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続して行い、家庭復帰を目指していく。

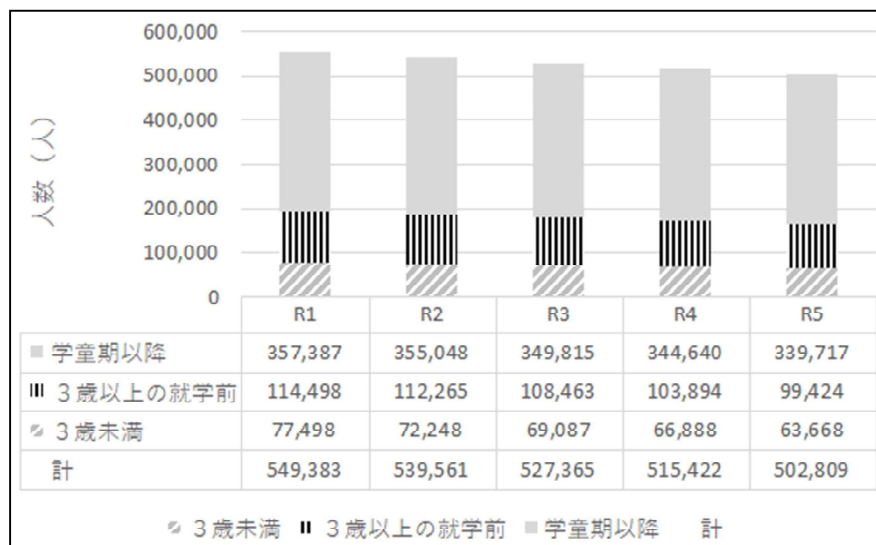
4. PDCA サイクルの運用の在り方

- ・静岡県、静岡市及び浜松市が相互に連携しながら、本計画の推進に努めることとし、毎年評価のための指標等により自己点検・評価を行い、その結果を静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告する。
- ・自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切に PDCA サイクルを運用する。
- ・新たな施策等を実施する場合には、当事者であるこどもや社会的養護経験者の意見を反映する。

第2章 社会的養育を取り巻く状況及び現行計画の評価

1. 児童人口の推移

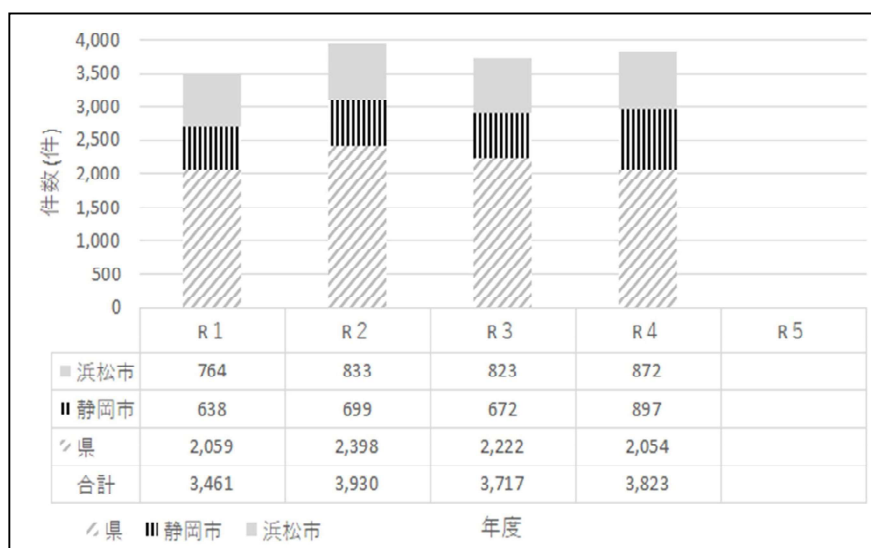
県内の児童人口の合計値については、令和元年度から令和5年度にかけて減少傾向にあり、令和元年度から令和5年度の減少率は△8.5%である。



2. 虐待相談対応件数の状況

虐待相談対応件数の合計値は、令和2年度に3,930件と最多数値となっているが、その後は3,700件程度で概ね横ばいである。

(令和4年度の件数は今後修正の可能性有り、令和5年度の件数は未集計)

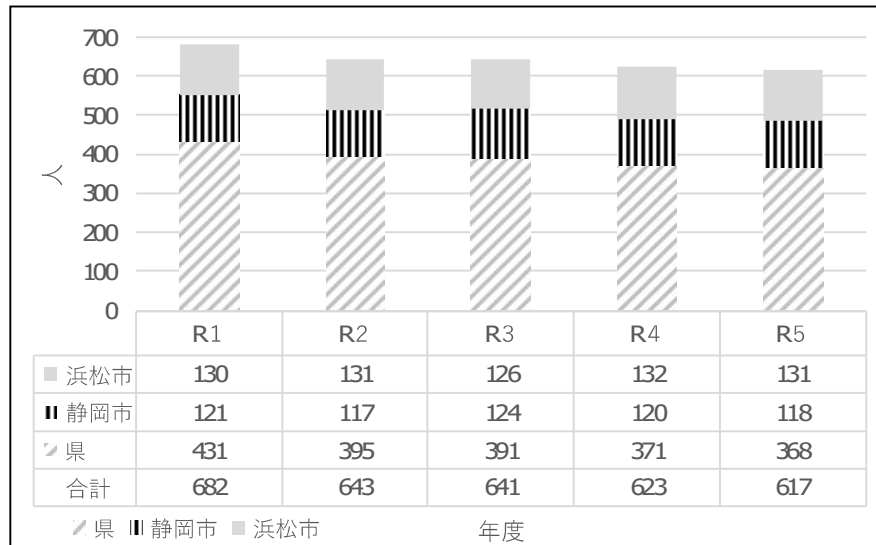


出典：福祉行政報告例（各年度末時点）

3. 措置児童数の状況

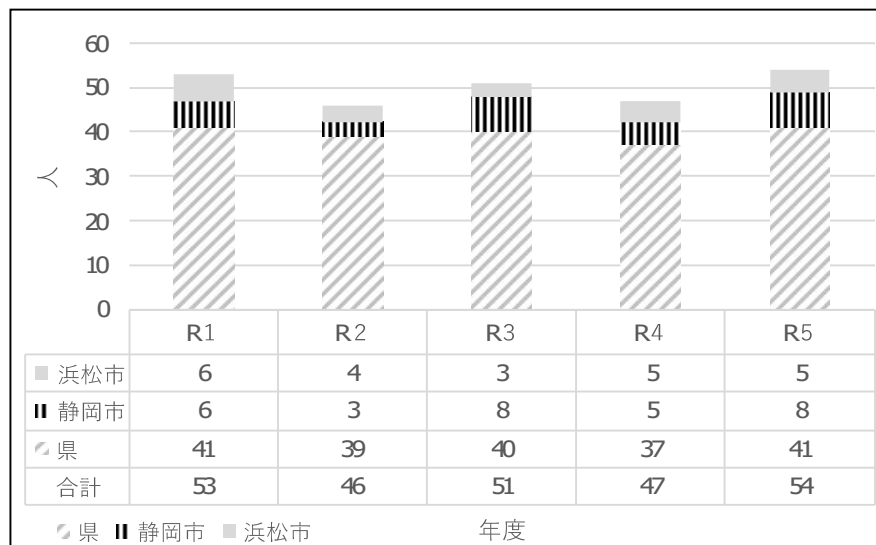
○措置児童数

措置児童数の合計値は減少傾向にあり、令和元年度と令和5年度の対比で9.5%減となっている。



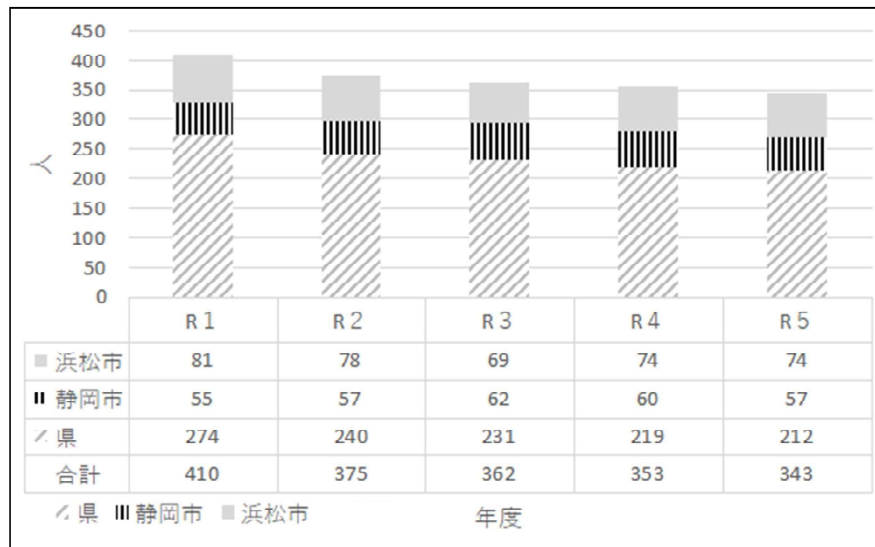
○乳児院入所児童数

乳児院入所児童数の合計値は、令和元年度から令和5年度にかけて年度ごとに増減はあるが、概ね50人で推移している。



○児童養護施設入所児童数

児童養護施設入所児童数の合計値は減少傾向であり、令和元年度と令和5年度の対比で16.6%減となっている。

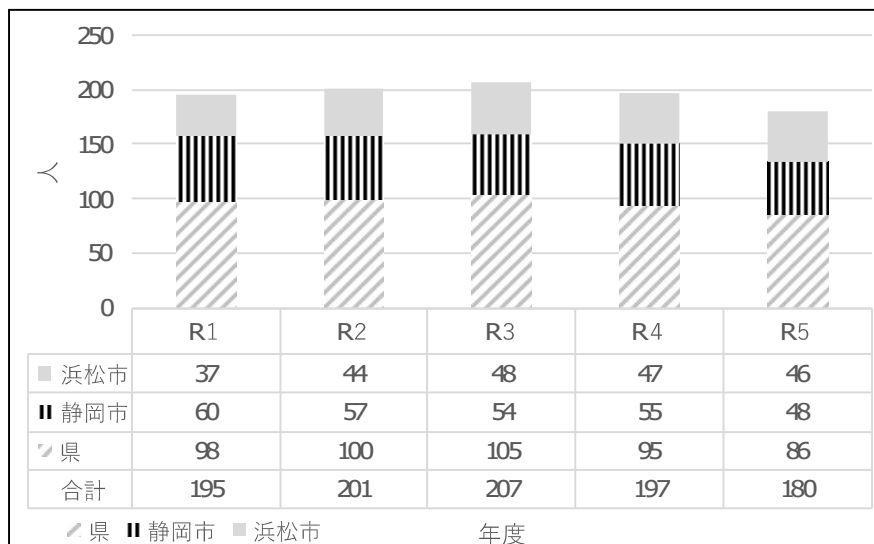


出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

4. 里親・ファミリーホーム委託の状況

○里親委託児童数

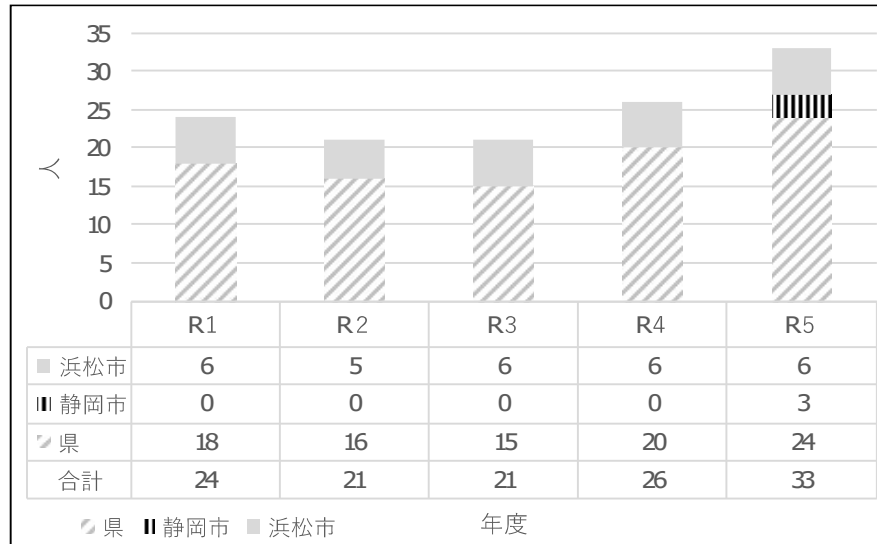
里親委託児童数の合計値は令和3年度までは増加したが、令和4年度以降は減少傾向であり、令和元年度と令和5年度を比較すると7.7%減となっている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）委託児童数

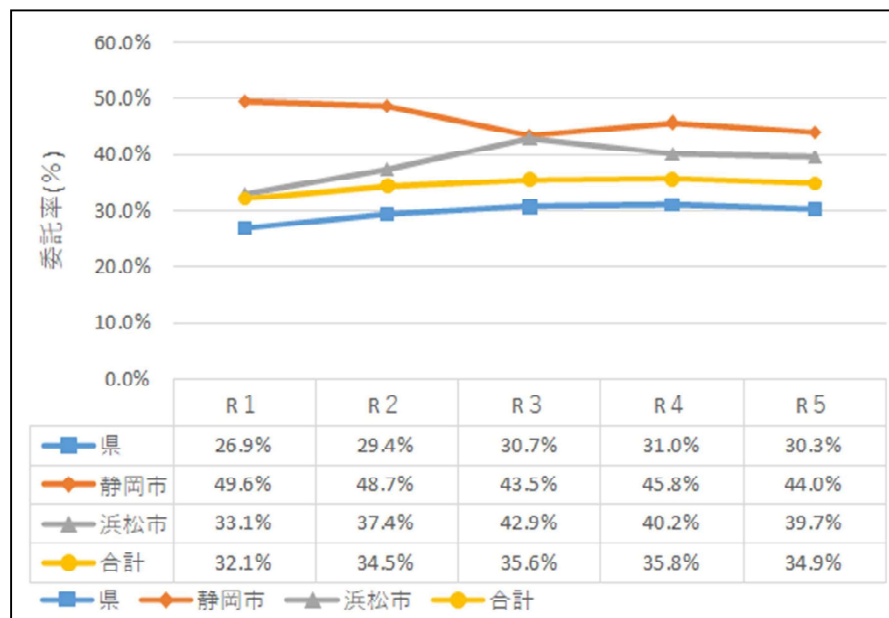
ファミリーホーム委託児童数の合計値は、令和元年度から令和2年度は減少したが、その後、令和5年度にかけて増加しており、令和元年度と令和5年度を比較すると37.5%の増加となっている。



出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

○里親・ファミリーホーム委託率

里親等委託率は、令和元年度と令和5年度を比較すると、県、政令市を合計した数値は増加しているが、個別の状況は県と浜松市の委託率は増加しているのに対して、静岡市の委託率は減少している。

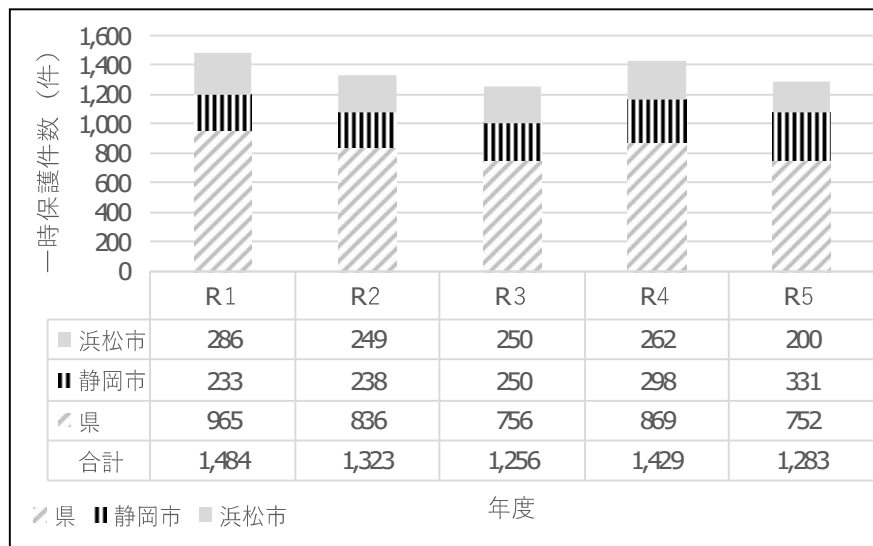


出典：福祉行政報告例（毎年度末時点）

5. 一時保護の状況

○一時保護件数（一時保護施設＋一時保護委託）

一時保護件数は年によって増減があり、1,200 件から 1,500 件の間で推移している。



出典：児童相談所事業報告（毎年度末時点）

6. 現計画の評価

○評価の方法

現計画に記載された施策等に対する取組状況及び里親委託率について4段階評価を行い、今後の取組の方向性を整理する。

※4段階評価目標達成：「★」 前進：「➡」 現状維持：「➡」 後退：「➡」

(3) 浜松市

○評価指標

項 目	基準値 (2019)	現状値 (2023)	区分	目標値 (2029)
1 子どもの権利擁護の推進				
(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組				
指標：子どもの権利ノートの配付率 (措置・委託児童のうち学齢児以上)	100%	100%	★	100%
2 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進				
(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組				
指標：子育て世代包括支援センターの実施数	8 箇所	7 箇所	★	8 箇所
指標：子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	未設置	7 箇所	★	7 箇所 (2022)
指標：児童家庭支援センター設置数	1 箇所	1 箇所	➡	未定
(2) 一時保護改革に向けた取組				
指標：一時保護所における一時保護期間の平均 日数	32.1 日 (2018)	46.6 日	➡	21 日
(3) 児童相談所の強化等に向けた取組				
指標：児童福祉司の配置数	26 人	29 人	★	29 人 (2022)
指標：児童心理司の配置数	12 人	14 人	★	14 人
3 家庭と同様の環境における養育の推進				
(1) 里親等への委託の推進に向けた取組				
指標：里親登録者数（新規・委託子ども数）	92 組 (2018)	109 組	➡	155 組 (2024)
指標：里親不調数	1 人 (2018)	0 人	★	0 人
(2) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組				
指標：児童相談所での特別養子縁組成立件数	3 組 (2018)	2 組	➡	6 組
(3) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組				
指標：小規模化等された施設の定員数	24 人	36 人	➡	58 人
4 子どもの自立支援の推進				
(1) 社会的養育自立支援に向けた取組				
指標：措置児童の大学等進学率	66.7% (2018)	100%	★	73.8% (2024)

○年齢区分ごとの里親・ファミリーホーム委託率（浜松市）

3歳未満及び3歳以上の里親等委託率は、目標値よりも高い水準であるが、学童期以降の年齢区分の里親等委託率は、目標値よりも低い水準で推移している。



【現行計画目標値（浜松市）】

（単位：％）

年齢区分	基準値 (2019)	現状値 R 5 (2023)	区分	目標値	
				R 6 (2024)	R 11 (2029)
3歳未満	50	73.7	★	56	67
3歳以上	28	66.7	★	44	59
学童期以降	24	22.0	➡	37	49

○現行計画に係る総合的な評価

現行計画に係る 総合的な評価	現行計画に基づいて取組みを進め、評価指標項目及び里親等委託率において、9項目の目標値を達成した。評価の主なものは次のとおり。
	【子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組】
	・子育て世帯包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点について、令和5（2023）年度までに市内7箇所に設置し、目標を達成した。更なる子ども家庭支援体制の充実に取り組み、令和6（2024）年度からは同7箇所にこども家庭センターを設置した。
	【里親等への委託の推進に向けた取組】
	・平成29（2017）年度から児童相談所に里親推進グループを設置し、里親等支援業務を包括的に行い、職員の意識改革や受け皿となる里親の確保により、乳幼児の委託を積極的に進め、目標を大きく上回ることとなった。
	【一時保護所における一時保護期間の平均日数】
	・一時保護期間は1か月以上2か月未満の日数が多くなってきている状況であり、児童の特性や状態により施設等の受入調整などで処遇の実施までに時間を要し、平均日数が延びた。

第3章 計画の基本理念及び施策体系

1. 基本理念

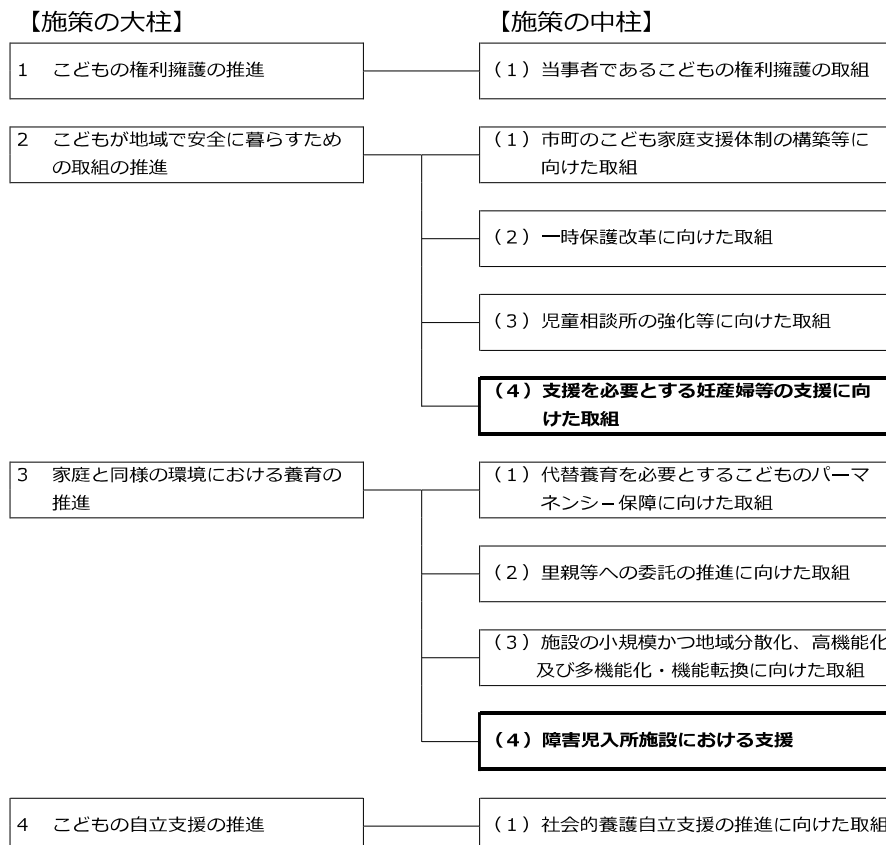
- ・前計画は、平成28年児童福祉法等の改正で位置付けられたこどもの権利擁護を踏まえ「こどもの権利主体」を明記し、こどもの最善の利益の実現を基本理念として定めている。
- ・本計画は、令和11年度を終期とした全体計画の後期計画という位置づけであることから、現計画との継続性を重視し、こども基本法の理念であるウェルビーイングの考え方も含む現計画の基本理念を引き継ぐものとする。

基本理念

「こどもが権利の主体であり、こどもの最善の利益を実現するために、社会全体でこどもを育む」

2. 施策体系

前計画と同様に以下の4つの方針を施策の大柱とし、今回新たに追加された2項目を加えた10項目を中柱として設定する。



第4章 代替養育を必要とする子ども数等の見込み

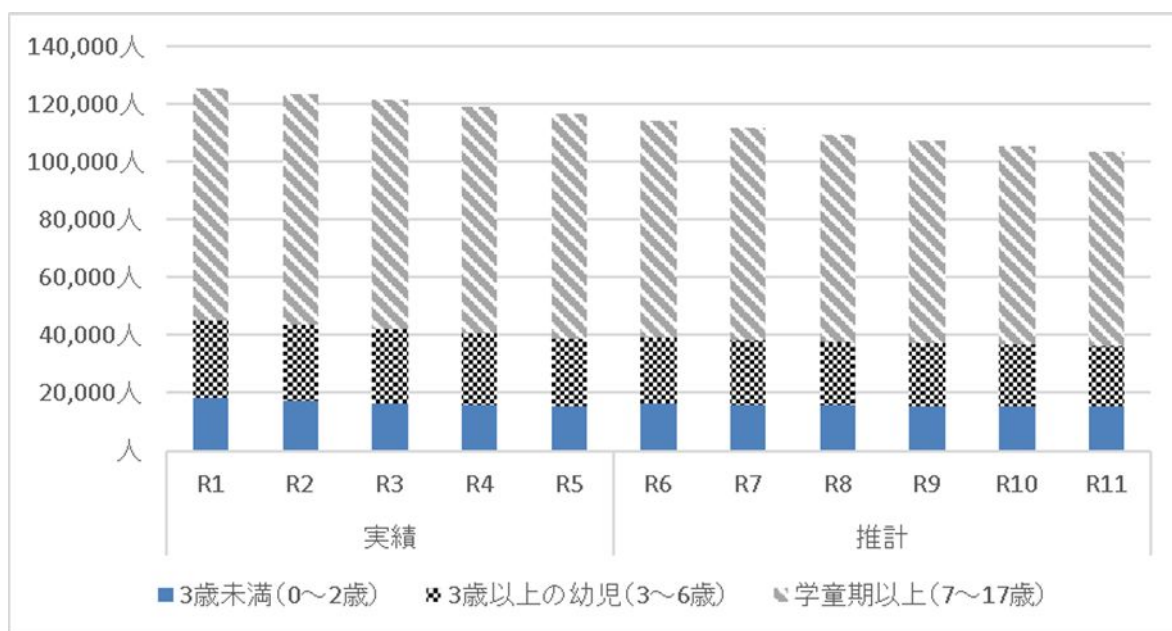
各施策の具体的な取組を検討するにあたり、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育が必要な「代替養育を必要とする児童数の見込み」について算出します。

1. 児童の推計人口

児童数の見込みは、「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）により推計します。令和11年の数値は、年齢区分ごとに推計人口の令和6年から令和10年までの減少率を算出し、人口の実績値に減少率を掛けて算出します。令和11年の推計人口は、令和5年の人口と比較して約13,000人（11%）減少することが見込まれます。

【児童人口の推移】

	実績					推計					
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	18,471人	17,245人	16,514人	15,921人	15,190人	16,207人	15,725人	15,647人	15,570人	15,492人	15,415人
3歳以上の就学前	26,654人	26,390人	25,655人	24,627人	23,580人	23,143人	22,426人	22,074人	21,722人	21,371人	21,019人
学童期以降	80,119人	80,140人	79,276人	78,545人	77,932人	74,712人	73,492人	71,852人	70,212人	68,571人	66,931人
児童年齢計（0～17歳）	125,244人	123,775人	121,445人	119,093人	116,702人	114,062人	111,643人	109,573人	107,504人	105,434人	103,365人



2. 代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を推進する上で基礎となる、計画期間中の「代替養育を必要とする児童数」を算出します。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{代替養育を必要とする児童数} = \boxed{\text{児童人口推計}} \times \boxed{\text{代替養育が必要となる割合 (潜在的需要を含む)}}$$

(1) 代替養育が必要となる割合

代替養育が必要となる割合は、現に代替養育を必要とする児童数の児童人口に対する割合とします。令和元年度から令和5年度の里親等に委託されている児童及び乳児院、児童養護施設などに措置されている児童の年齢別の割合の平均値である、3歳未満 0.114%、3歳以上の幼児 0.095%、学童期以上 0.103%を代替養育が必要となる割合として設定します。

(2) 潜在的需要の算出

潜在的需要については、「新規に里親委託又は入所措置されたこども数」の状況や伸び率が今後の代替養育が必要となる割合に直接影響を及ぼすと考えられます。直近の統計数値が確定している過去5年間の平均値から1年当たりの伸び率 1.01875 (R11 : 1.1179) を潜在的需要として、代替養育が必要となる割合に加味することとします。

(3) 代替養育を必要とする児童数の見込み

上記の数値をもとに、代替養育を必要とする児童数を見込みます。児童人口の減少が大きい一方で、潜在的需要として見込んだ新規入所措置等児童数の伸び率から、令和11年度の代替養育を必要とする児童数の見込みは令和5年度数値から4人減少した121人と見込みます。

年齢区分別の代替養育を必要とするこども数は、各年齢区分ともほぼ横ばいとなります。

【年齢区分別代替養育を必要とする児童数】

	実績				見込み					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	14人	20人	22人	19人	19人	19人	19人	20人	20人	20人
3歳以上	27人	18人	26人	30人	23人	23人	23人	23人	23人	23人
学童期以降	85人	83人	78人	76人	79人	79人	79人	78人	78人	78人
児童年齢計(0~17歳)	126人	121人	126人	125人	121人	121人	121人	121人	121人	121人

3. 里親等委託が必要なこども数の見込み

里親等委託が必要なこども数の見込みは、以下により算出する。

$$\text{里親等委託が必要なこども数} = \boxed{\text{代替養育を必要とするこども数}} \times \boxed{\text{里親等委託が必要なこどもの割合(※)}}$$

(※) 里親等委託が必要なこども数の割合

里親等委託が必要なこども数の割合は、国の策定要領に記載された算式 1 及び算式 2 に基づき算出し、適切な数値を選択する。

【算式 1】

- ・ 代替養育を必要とするこども数のうち、現に里親等委託されているこども数の割合
- ・ 現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

施設種別	内容
乳児院	乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
	児童養護施設に入所することで乳児院から措置変更された乳幼児数
	児童養護施設に 1 年以上措置されている乳幼児数
児童養護施設	児童養護施設に 3 年以上措置されている学童期以降のこども数

【算式 2】

- ・ 代替養育を必要とするこども数のうち、現に里親等委託されているこども数の割合
- ・ 現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

⇒令和 6 年 7 月 1 日時点で施設への入所措置や里親等への委託をされている全てのこどもを対象とし、こどもの状態や養育環境、こどもの意向を確認する「入所等児童状況調査」を行い里親等委託が必要なこども数を算出した。

(3) 浜松市

ア 入所等児童の状況調査結果を踏まえた里親委託率の算出

【算式1】

算式1は児童の入所期間に基づき、一律に里親委託を推進するもので児童の状況や意向を全く反映しておらず実態を反映していないことから、算式2により里親委託率を検討する。

年齢区分	措置児童 (A)		入所期間別等区分			委託率 (C:B/A)
			区分	非該当	算式1該当 (B)	
3歳未満の乳幼児 (0～2歳)	乳児院	6人	※措置期間半年未満	1人		96%
			※措置期間半年以上		5人	
	里親	16人			16人	
	FH	2人			2人	
	計	24人		1人	23人	
3歳以上の幼児 (3～6歳)	乳児院	人	※措置期間半年未満	人		95%
			※措置期間半年以上		人	
	児童養護施設	6人	※入所期間1年未満	1人		
			※入所期間1年未満(乳児院から措置変更)		人	
			※入所期間1年以上		5人	
	小計	6人		1人	5人	
	里親	13人			13人	
学童期以降 (7～17歳)	FH	人			人	76%
	計	19人		1人	18人	
	児童養護施設	64人	※入所期間3年未満	21人		
			※入所期間3年以上		43人	
	里親	19人			19人	
	FH	4人			4人	76%
	計	87人		21人	66人	

【算式2】

入所児童状況調査の結果、こどもの状態等やケアニーズから里親養育が望ましいと考えられるこども数を (B)としたうえで、こどもの意見・意向 (C) に配慮した算式2を委託率の目標値として設定する。

年齢区分	措置児童 (A)		入所児童等状況調査結果				算式2	
			区分	里親養育が望ましいこども数 (B)	こどもが里親拒否 (C)	こどもが里親以外希望 (D)	里親委託こども数 (E:B-C-D)	委託率 (F:E/A)
3歳未満の乳幼児 (0～2歳)	乳児院	6	※措置期間半年未満	人	人	人	人	75%
			※措置期間半年以上	人	人	人	人	
	里親	16		16人			16人	
	FH	2		2人			2人	
	計	24		18人	人	人	18人	
3歳以上の幼児 (3～6歳)	乳児院	0	※措置期間半年未満	人	人	人	人	68%
			※措置期間半年以上	人	人	人	人	
	児童養護施設	6	※入所期間1年未満	人	人	人	人	
			※入所期間1年未満(乳児院から措置変更)	人	人	人	人	
			※入所期間1年以上	人	人	人	人	
	小計	6		人	人	人	人	
	里親	13		13人			13人	
学童期以降 (7～17歳)	FH	0		人			人	49%
	計	19		13人	人	人	13人	
	児童養護施設	64	※入所期間3年未満	8人	人	1人	7人	
			※入所期間3年以上	24人	人	11人	13人	
	里親	19		19人			19人	
	FH	4		4人			4人	49%
	計	87		55人	人	12人	43人	

イ 里親委託率の目標値

	現計画				計画改定目標値（R11）	
	基準値	現状値	目標値		国目標	目標値
	H30	R5	R6	R11		
3歳未満	50%	74%	56%	67%	75%	75%
3歳以上	28%	67%	44%	59%	75%	70%
学童期以降	24%	22%	37%	49%	50%	50%

ウ 里親等委託が必要な児童数の見込み

イで設定した里親委託率の目標値により、里親等委託が必要な児童数の見込みを算出する。

	R5			R11		
	児童数計	里親・FH		児童数計	里親・FH	
		委託率	児童数		委託率	児童数
全体	125		51	121		70
3歳未満	19	74%	14	20	75%	15
3歳以上就学前	30	67%	20	23	70%	16
学童期以降	76	22%	17	78	50%	39

エ 施設で養育が必要な児童数の見込み

施設で養育が必要な児童数の見込みは、代替養育を必要とする児童数の見込みから里親等委託が必要な児童数の見込みを減じて算出する。

	R5			R11		
	児童数計	施設入所		児童数計	施設入所	
		入所率	児童数		入所率	児童数
全体	125		74	121		51
3歳未満	19	26%	5	20	25%	5
3歳以上就学前	30	33%	10	23	30%	7
学童期以降	76	78%	59	78	50%	39

第5章 社会的養育の推進に向けた取組

《 浜 松 市 》

【各項目における主な記載事項等】

○前計画の達成見込み・要因分析等

- ・前計画における目標設定の内容、直近の取組結果、令和6年度末時点での目標達成見込み及び達成の要因を分析して記載
- ・前計画に記載のない項目については記載無し

○地域の現状

- ・計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出し、当該資源の「現在の状況」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、記載

○資源の整備・取組方針等

- ・「地域の現状」で算出した、計画期間における「整備すべき見込み量等」について、要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」と、年度ごとの「定量的な整備目標」を記載

○評価のための指標

- ・取組状況を把握し、自己点検・評価を実施するため、国が定めた評価指標の項目を記載
- ・本指標に基づき「定量的な整備目標」の進捗管理や状況分析を実施
- ・現状値の基準年度については、「RO」と記載

1. こどもの権利擁護の推進

(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組

ア 意見聴取等措置

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	こども自身や養育者が、こどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、こどもが意見を表明できる最適な養育環境が提供される。
直 近 の 取 組 結 果	① こどもへの意見聴取等措置 ・児童相談所職員は、一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親委託などの決定等の場面において、措置等を行う理由やこどもが置かれている状況等の必要な事項をこどもへ事前に丁寧に説明し、こどもから意見・意向の聴取を行い、こどもが説明を理解できたことを確認した。 ・意見聴取等措置は、援助方針の検討時や援助方針会議の前後など複数回行い、こどもの意見・意向の把握に努めた。 ・こどもの処遇方針を決定する援助方針会議の提案票の様式を改定し、こどもから聴取した意見・意向の記載欄を新たに設けた。 ・援助方針会議では、こどもの意見・意向を職員間で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して支援方法等の検討を行った。 ・処遇方針の決定後は、こどもに対してその内容と理由を丁寧に説明しており、こどもの意見や意向と反する決定をした際には、こどもが納得できるよう、特に丁寧な説明を行った。 ② 意見聴取等措置のための環境づくり ・「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を基に「こどもの意見聴取等措置実践マニュアル」（令和6年2月浜松市児童相談所策定）を作成した。 ・児童相談所の職員は、所内研修や児童福祉司任用前講習会でこどもの権利擁護に関する研修を受講しており、職員の意識啓発に努めた。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① こどもへの意見聴取等措置 ・「こどもの意識アンケート」（令和6年7月1日時点で児童養護施設、養育里親及びファミリーホームに措置中の小学4年生以上のこどもを対象に実施。以下「アンケート」と表記。）において、児童相談所がこどもに対して行った意見聴取等措置について、約9割のこどもが、「大事なことを決めるときに意見

	を聞いてくれる」、「表明した意見に対して対応してくれた」、「大事なことが決まった後にその理由を説明してくれた」と回答しており、こどもへの意見聴取等措置が概ね適切に行われている。 ・一方で、2～3%のこどもが「表明した意見に対応してもらえない」、「大事なことが決まった後にその理由を説明してくれない」と回答した。 ・アンケート調査の結果からは、こどもへの意見聴取等措置が概ね適切に行われていると考えられる一方で、こどもへの対応が不十分という回答もあり、こどもの意見・意向の確認や説明を更に丁寧に行う必要がある。 ② 意見聴取等措置のための環境づくり ・児童相談所職員に対しては、こどもへの意見聴取等措置を含むこどもの権利擁護に関する研修を実施しているが、職員の意識の醸成などの更なる取組みが必要である。
--	---

【地域の現状】

- ・児童相談所及び一時保護施設職員は、毎年、児童福祉司任用前講習会や所内研修において、こどもの権利擁護に係る研修を実施している。
- ・資源の必要量等は、児童福祉司任用前講習会や児童相談所・一時保護施設におけるこどもの権利擁護に関する所内研修の実施を想定し、実施回数は、それぞれ毎年1回、児童福祉司任用前講習会については新任職員全員、所内研修については全職員が受講することを想定して設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
児童相談所・一時保護施設	3回／年	3回／年	－
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
児童相談所・一時保護施設	40人／年	全職員	全職員

【資源の整備・取組方針】

① こどもへの意見聴取等措置

- ・児童相談所職員による意見聴取等措置の実施に当たっては、引き続き丁寧な実施に努め、こどもの年齢や能力に応じた適切な方法について児童相談所内で検討するとともに、適切な意見聴取が実施されているか随時確認する体制を確保する。
- ・こどもの意見聴取の実施手引き整備や聴取のためのツール（絵本、紙芝居等）

の作成など、年齢や発達の程度に配慮した意見聴取を実施する。

- ・ 処遇方針決定後のこどもへの説明時におけるこどもの反応や意見についても児童相談所の職員間で共有し、こどもの意見・意向を丁寧に確認する意識を醸成する。

② 意見聴取等措置のための環境づくり

- ・ 児童相談所職員に対しては、引き続き、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「こどもの意見聴取等措置実践マニュアル」の共有や外部研修、所内研修の研修への参加を促進し、こどもの権利擁護に関する職員意識の醸成を図る。
- ・ 一時保護施設の職員については、一時保護施設設備・運営基準条例に基づき職員体制の拡充を図るとともに、一時保護されたこどもの行動観察やアセスメントを適切に行う職員を育成するため、配置職員の計画的な研修の受講や外部の専門研修の受講の促進等、職員の専門性の向上を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修の実施回数						
児童相談所・一時保護施設	3回	3回	3回	3回	3回	3回
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修の受講者数						
児童相談所・一時保護施設	40人	全職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数(※1)	
児童相談所・一時保護施設	3回/年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数(※1)	
児童相談所・一時保護施設	40人/年

(※1) 令和5年度実績

イ 意見表明等支援事業の実施

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	意見を表明することが困難なこどもが、適切な第三者（アドボケーター）による支援を受け、こどもが意見を表明できる仕組みが実現する。
直 近 の 取 組 結 果	① 意見表明等支援事業の実施体制の整備 ・こどもの意見表明の機会を確保し、その意見表明等を支援する仕組みを構築するため、意見表明等支援事業を実施している先進地の取り組みを調査した。 ・意見表明等支援員は、独立性の観点から外部事業者への委託を検討している。委託先は、意見表明等支援員の質を確保するために事業者自身が意見表明等支援員の養成を行うこと、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を踏まえた研修カリキュラムを行えること、こどもが利用を希望したときに、そのニーズに合わせて速やかに対応することができる事業者を選択できるよう、選定方法について検討を行っている。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 意見表明等支援事業の実施体制の整備 ・令和6年度末までに意見表明等支援事業の事業スキームを構築し、令和7年度から意見表明等支援員の養成やこどもの権利擁護に係る周知啓発ができる体制を整える。

【地域の現状】

- ・意見表明等支援事業は未実施である。
- ・意見表明等支援事業は、すべての措置されているこどもが利用可能であり、利用を希望した場合には、すぐに利用できる体制を検討している。
- ・こどもの権利擁護に関する活動をしている民間団体との意見交換を通じ、意見表明等の支援内容を検討している。
- ・意見表明等支援事業を実施するうえで、こども自身や児童相談所職員、施設職員等の関係者へこどもの権利や意見表明等支援事業について十分に理解を得る必要があることから、こどもの権利に関する周知啓発事業の実施を検討している。

《浜松市》

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	未実施	すべての措置児童	すべての措置児童
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	未実施	100%	100%
意見表明等支援事業を利用したこどもの割合	未実施	利用を希望するすべての措置児童	利用を希望するすべての措置児童

【資源の整備・取組方針】

① 意見表明等支援事業の実施体制の整備

- ・すべての措置されているこどもへの周知や児童相談所、一時保護施設、児童福祉施設等の職員への研修により、こども権利擁護や意見表明等支援事業への理解を促進する。
- ・意見表明等支援事業を希望するすべてのこどもが意見表明の機会が得られる体制とするために、多様なアクセス手段を確保する。
- ・意見表明を支援する場面では、こどもが意見を述べやすい環境や雰囲気配慮した事業実施体制を確保する。
- ・意見表明等支援事業を利用したこどもへアンケート等による満足度を調査し、こどもが利用しやすい事業体制を整備する。
- ・こどもの権利擁護に関する市民への理解促進を図るとともに、意見表明等支援員を確保するため養成研修を実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数	0人	措置児童全員				
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	0%	100%	100%	100%	100%	100%

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
意見表明等支援事業の実施状況	
事業を利用したことのあるこどもの割合	0%
事業を利用することで意見を表明できたこどもの割合	0%
意見が大切に扱われたと感じるこどもの割合	0%
意見表明後の対応について説明を受けたこどもの割合	0%
意見表明等支援員に意見を言えてよかったと感じるこどもの割合	0%
日ごろから意見を表明できるこどもの割合	0%
日ごろから意見を大切に扱われたと感じるこどもの割合	0%
日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けているこどもの割合	0%
事業を利用できるこどもの人数	0 人
事業を利用できるこどもの割合	0%
事業を認知しているこどもの割合	0%
事業を利用しやすいと感じるこどもの割合	0%
第三者への事業委託の有無	無

ウ こどもの権利擁護に係る環境整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	こども自身や養育者が、こどもの権利を理解し、こどもが丁寧な説明を受け、意見を表明できる最適な養育環境を提供する。 こどもの意見が反映された施策を実施される。
直 近 の 取 組 結 果	① こどもへの周知啓発等 ・すべての措置されているこどもに「子どもの権利ノート」を配付し、こども自身に対して自らが権利の主体であることを周知啓発している。 ② こどもの権利擁護に係る環境の整備 ・こどもの意見表明の機会を保障するために、被措置児童虐待に関する相談方法を示した「相談しくみのおしらせ」及びこどもが意見を担当者へ送付するための封筒（切手不要）を配付している。 ・静岡県社会的養育推進計画の策定において、こども自身の権利擁護に対する認識や権利擁護の取組に関する「アンケート」を実施し、認知度・理解度を調査している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① こどもへの周知啓発等 ・各施設では意見箱を設置し、こどもの意見を把握、反映させる体制を構築している。こどもの意見箱の認知率は約7割である。 ② こどもの権利擁護に係る環境の整備 ・令和7年度から浜松市社会福祉審議会にこどもの権利擁護に係る調査・審議を行う機関を設置するための検討を行っている。

【地域の現状】

- ・こどもが自身の権利や権利擁護について対面で研修する等の機会は整備できていない。
- ・「アンケート」では、こども自身の「こどもの権利」についての理解度は約5割であった。
- ・被措置児童虐待の予防のための児童養護施設等職員研修事業を実施し、研修の中でこどもの権利擁護に係る意識向上、理解醸成を行っている。
- ・里親・ファミリーホームに対すこどもの権利擁護に係る研修等の体制は整備できていない。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	0 回／年	7回／年（各施設年1回） 一時保護所 1 施設 児童養護施設 3 施設 乳児院 1 施設 障害児入所施設 2 施設	7回／年（各施設年1回） 一時保護所 1 施設 児童養護施設 3 施設 乳児院 1 施設 障害児入所施設 2 施設
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	0 人／年	すべての措置児童	すべての措置児童
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数			
里親・ファミリーホーム	0 回／年	1 回／年	1 回／年
施設	3 回／年	3 回／年	－
児童家庭支援センター	0 回／年	1 回／年	1 回／年
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数			
里親・ファミリーホーム	0 人／年	登録里親すべて	登録里親すべて
施設	59 人／年	施設職員すべて	施設職員すべて
児童家庭支援センター	0 人／年	職員すべて	職員すべて
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備	本計画策定にあたり、措置児童等にアンケートを実施	措置児童に対してアンケート調査によりこどもの権利擁護に関する取組の認知度等を確認	
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	本計画策定にあたり、措置児童等にアンケートを実施	措置児童に対してアンケート調査によりこどもの権利に関する理解度を確認	
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	本計画策定にあたり、措置児童等にアンケートを実施	措置児童に対してアンケート調査により日頃から意見表明ができるこどもの割合等を確認	
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	浜松市社会福祉審議会児童専門分科会でこどもの意見を審議する体制を検討中	社会福祉審議会児童専門分科会に新たに（仮称）児童権利擁護部会を設置し、必要に応じて随時開催	
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	本計画策定にあたり、社会的養護経験者の委員の参画や措置児童等にアンケート調査を実施	社会的養護経験者等を（仮称）児童権利擁護部会の委員とする参画体制の整備や措置児童等に対するヒアリングやアンケートを実施する体制を整備	

【資源の整備・取組方針】

① こどもへの周知啓発等

- ・「子どもの権利ノート」、「相談しくみのお知らせ」及び封筒の配付、施設内の意見箱等、現在行っているこどもに対する権利擁護の取組を継続する。

② こどもの権利擁護に係る環境整備

- ・こどもの権利擁護に係る周知啓発や理解醸成を総合的に実施するこどもの権利擁護環境整備事業を実施する。年に1回こどもに自身の権利や権利擁護について周知啓発、理解醸成を図る機会をつくる。
- ・こどもの権利擁護に関する取組について、こども本人の認知度・理解度・満足度を調査するためのアンケート等を実施する。

③ 権利擁護に関する仕組みの整備

- ・こどもの申し立てに基づき個別ケースのこどもの権利擁護を図るため、令和7年度から浜松市社会福祉審議会児童専門分科会にこどもの権利擁護を調査・審議する機関を設置する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R 7	R 8	R 9	R10	R11
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	0 回	4 回	4 回	5 回	5 回	7 回
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数	0 人	対象施設の措置児童全員				
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数						
里親・ファミリーホーム	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
施設	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
児童家庭支援センター	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の受講者数						
里親・ファミリーホーム	0 人	登録里親全員				
施設	59 人	職員全員				
児童家庭支援センター	0 人	職員全員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の実施回数	0回
こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者数	0人
社会的養護に関わる関係職員に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講回数等（※1）	
里親・ファミリーホーム	0回／年
施設	3回／年
児童家庭支援センター	0回／年
意見表明支援事業委託先	0回／年
社会的養護に関わる関係職員及に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修等の受講者等数（※1）	
里親・ファミリーホーム	0人／年
施設	59人／年
児童家庭支援センター	0人／年
意見表明支援事業委託先	0人／年
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・満足度等（アンケートによる調査に基づく）	
認知度（子どもの権利ノートを知っているか）	57%
利用度（子ども権利ノートのはがきを使ったことがあるか）	2%
満足度（利用したことがある児童のうち問題が解決したか）	100%
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	知っている：52% 聞いたことがある：31%
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合	相談できる人がいる：83%
措置児童等を対象とした意見表明に係る満足度	相談した結果解決した：58%
こどもの権利擁護機関の設置状況	未設置
こどもから意見の申立てがあった件数	0件
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画の有無	有
社会的養護施策策定の際の措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	有

（※1）令和5年度実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(1) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

ア 相談支援体制の整備に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	「こども家庭センター」が設置され、地域における児童相談支援体制が充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が適切に行われる。
直 近 の 取 組 結 果	① こども家庭センターの普及、人材育成等 ・令和6年度に「こども家庭センター」を市内7か所に設置し、地域における児童相談支援体制を充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施している。 ・統括支援員を全ての「こども家庭センター」に配置し、母子保健と児童福祉の連携を強化している。 ・こども家庭センター職員への児童虐待相談対応研修、サポートプラン運用研修、統括支援員基礎研修を実施している。 ・統括支援員実務研修の実施に向け検討を行っている。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① こども家庭センターの普及、人材育成等 ・「こども家庭センター」が設置されたことにより、児童相談支援体制の充実が図られた。 ・「こども家庭センター」の機能の一つである「地域資源の開拓」が十分できていないため、地域の特性等に応じた支援体制が確立できていない。 ・「効果的なサポートプランの作成」ができる人材を育成する。

【地域の現状】

- ・改正児童福祉法に基づき、令和6年4月1日、市内7か所でこども家庭センターを開設した。すべての妊産婦・こども・子育て世帯を対象とした総合相談窓口としての機能を果たしている。
- ・複雑かつ多問題を抱える世帯が増加している中、適切な支援が展開できるよう、職員のスキルアップを図っている。(児童相談所・こども家庭センター職員合同研修の開催、こども家庭センター職員向けサポートプラン研修等)
- ・こども家庭センターの新任職員が児童相談所の援助方針会議に参加し、包括的アセスメントのポイントについて学ぶ機会としている。

- ・ヤングケアラー支援の充実を図るべく、令和5年度からヤングケアラー相談窓口を設置。ヤングケアラーコーディネーターを配置し、支援についての周知・啓発、庁内外関係職員への研修を実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
こども家庭センターの設置数	7か所	7か所	－
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の実施回数	県政令市合同研修：1回 児相合同研修：5回 こども家庭センター職員研修：4回 養育支援訪問員合同研修：2回 計：12回／年	県政令市合同研修：1回 児相合同研修：5回 こども家庭センター職員研修：3回 養育支援訪問員合同研修：2回 統括支援員研修：2回 計：13回／年	統括支援員研修 ：1回／年
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の受講者数	県政令市合同研修：8人 児相合同研修：40人 こども家庭センター職員研修：170人 養育支援訪問員合同研修：20人	階層や職域等により各職員が対象となる受講すべき研修をすべて受講する。	
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	7か所	すべてのこども家庭センターでサポートプランの策定体制を整備する。	

【資源の整備・取組方針】

① こども家庭センターの普及、人材育成等

- ・統括支援員を中心として、各こども家庭センターエリアにおける地域資源の開拓を行うとともに、地域の特性等に応じた柔軟な支援を展開していく。民間団体等を含めた様々な関係機関と連携し、多様な課題を持つ家庭への支援体制の充実を図る。
- ・妊娠期からの切れ目のない支援、包括的アセスメントにもとづく支援、ヤングケアラー支援も含めた相談支援体制のさらなる強化を図る。
- ・支援を要するこども・妊産婦等へサポートプランを作成することで、支援対象者が自らの課題や得られる支援内容を理解し、安心して支援が受けられる心理的安全性の確保と支援者との信頼関係の構築を図る。
- ・市民の多様なニーズに対応できるよう、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ支虐第147号こども家庭庁支援局長通知）を参考として、こども家庭センター職員の研修を継続していく。
- ・現在行っている児童相談所との合同研修を継続することで、児童相談所とこども家庭センターがお互いの専門性について理解を深め、円滑な連携を図る。
- ・引き続き、こども家庭センターの職員が児童相談所の援助方針会議に参加し、包括的アセスメントのポイントについて学ぶ。

《浜松市》

② ヤングケアラーに対する支援

- ・ヤングケアラーに対する早期支援のために、教育分野等との連携体制を構築する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の実施回数	12回	13回	13回	13回	13回	13回
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の受講者数	170人	対象となるすべての職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
こども家庭センターの設置数	7か所
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の実施回数（※1）	13回／年
こども家庭福祉行政に携わる市職員に対する研修の受講者数（※1）	170人／年
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	市内7か所で策定

（※1）令和5年度実績

イ 家庭支援事業等の整備に向けた取組

【地域の現状】

- ・改正児童福祉法に基づき令和 6 年度から、保健師等による専門的な相談支援を養育支援訪問事業、家事・育児に係る援助を子育て世帯訪問支援事業にて実施している。
- ・家庭の状況に応じて養育支援訪問事業や子育て世帯訪問支援事業を利用勧奨及び措置により、早期かつ予防的に導入している。
- ・子育て短期支援事業は、令和 5 年度延べ 324 人の利用があり、保護者の入院による利用が最も多い。
- ・保育所等で実施する一時預かり事業は、令和 5 年度延べ 14,609 人の利用があり、保護者の就労の事由による利用が最も多い。次いで、育児に伴う負担の解消の事由での利用が多く、その割合は増加傾向にある。
- ・児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は未実施である。
- ・母子生活支援施設を活用し、様々な困難を抱える母子の支援を実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
市こども計画における家庭支援事業の確保達成率（※）			
養育支援訪問事業	832 回	832 回	－
一時預かり事業	31,520 人	32,490 人	970 人
子育て世帯訪問支援事業	5,304 件	5,304 件	－
児童育成支援拠点事業	0 人	100 人	100 人
親子関係形成支援事業	0 人	560 人	560 人
子育て短期支援事業	324 人	316 人	－
子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数			
里親	0 か所	検討中	
ファミリーホーム	0 か所	検討中	
児童家庭支援センター	0 か所	0 か所	－

（※）浜松市こども計画の数値を記載

【資源の整備・取組方針】

① 市町の家庭支援事業等の整備・充実

- ・特に支援が必要な家庭に対しては、積極的に家庭支援事業の措置を行う。
- ・各家庭支援事業の実施体制は、事業評価をもとに、対象者、受託者、実施方法等を見直し、必要な事業量の確保や効果的な支援を行う。中山間地域は、特有のニーズや地域性も踏まえ、支援内容について検討を図る。
- ・令和7年度以降の児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の実施に向けて、事業方法等を検討する。
- ・子育て短期支援事業における里親の活用について、実施が可能か検討する。

② 母子生活支援施設の体制整備・活用促進

- ・母子生活支援施設の機能を児童相談所及びこども家庭センター等へ周知し、必要時、適切に活用する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
市こども計画における家庭支援事業の確保達成率（※）						
養育支援訪問事業	832回	832回	832回	832回	832回	832回
一時預かり事業	31,520人	31,650人	31,995人	32,160人	32,325人	32,490人
子育て世帯訪問支援事業	5,304件	5,304件	5,304件	5,304件	5,304件	5,304件
児童育成支援拠点事業	0人	20人	40人	60人	80人	100人
親子関係形成支援事業	0人	180人	420人	560人	560人	560人
子育て短期支援事業	324人	316人	314人	311人	309人	307人
子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数						
里親	0か所	検討中				
ファミリーホーム	0か所	検討中				
児童家庭支援センター	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

（※）浜松市こども計画の数値を記載

【評価のための指標】

内容	現状値 (R5)
市こども計画における家庭支援事業の確保方策の達成率（※）	
養育支援訪問事業	753 回
一時預かり事業	31,520 人
子育て世帯訪問支援事業	5,304 件
児童育成支援拠点事業	0 人
親子関係形成支援事業	0 人
子育て短期支援事業	324 人
市町における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	
里親	0 か所
ファミリーホーム	0 か所
児童家庭支援センター	0 か所

（※）浜松市こども計画の数値を記載

ウ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	児童家庭支援センターの地域での養育相談支援機能が強化され、虐待相談の増加や、身近な地域での専門的な相談ニーズの高まりにも適切に対応できる。 児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターを各地域にバランスよく配置されている。
直 近 の 取 組 結 果	① こども家庭センターとの連携体制 ・こども家庭センターにおける多問題を抱える家庭への支援に対してスーパーバイズを実施している。 ・浜松市要保護児童対策地域協議会に出席し、支援対象児童等の情報等について関係機関と共有している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① こども家庭センターとの連携体制 ・児童家庭支援センターは市内1か所の設置にとどまっているが、市内7か所のこども家庭センターと連携し、地域の専門的な相談ニーズに対応している。

【地域の現状】

- ・児童家庭支援センターを市内に1か所設置している。
- ・児童相談所からの在宅指導措置委託を受託する体制を整備しているが、令和5年度の受託実績は0件である。
- ・家庭支援事業の委託は未実施である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童家庭支援センターの設置数	1か所	1か所	－
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0件／年	5件／年	5件／年
市から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0か所	1か所	－

【資源の整備・取組方針】

- ① こども家庭センターとの連携体制
- ・要保護児童対策地域協議会への出席により多問題を抱える家庭への専門的な支援を引き続き行う。
 - ・児童養護施設等の地域支援機能の強化のために、ソーシャルワークや個別ケース等に関するスーパーバイズや情報提供を行う。

② 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

- ・児童相談所から在宅指導措置委託を受託できる体制を維持し、受託件数の増加に対応できる体制を整備する。
- ・児童家庭支援センターの配置については、現行を維持し、各地域への支援は、こども家庭センターとの連携を強化する。
- ・家庭支援事業の委託を検討する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	0 件	1 件	1 件	3 件	3 件	5 件
市から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童家庭支援センターの設置数	1 か所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数（※1）	0 件／年
児童相談所から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託割合（※1）	0%
市から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0 か所

（※1）令和 5 年度実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【地域の現状】

- ・浜松市要保護児童対策地域協議会で管理されている特定妊婦は令和4年度 50件、令和5年度 84件で、34件増加している。妊娠期から特に支援が必要な家庭が増加している。
- ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産前後の母子等の養育に係る相談及び支援等をこども家庭センターで実施している。
- ・経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、市内4か所の助産施設で安心・安全な出産ができる環境を整備している。
- ・妊産婦等生活援助事業は未実施である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所
助産施設の設置数	4 箇所	4 箇所	—
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	県政令市合同研修：1回 こども家庭センター職員研修：4回 養育支援訪問員合同研修：2回 計：7回／年	県政令市合同研修：1回 こども家庭センター職員研修：4回 養育支援訪問員合同研修：2回 統括支援員研修：1回 関係機関との合同研修：1回 計：9回／年	統括支援員研修：1回／年 庁外関係機関との特定妊婦に係る合同研修：1回／年
特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の受講回数	県政令市合同研修：1回 こども家庭センター職員研修：4回 養育支援訪問員合同研修：2回 計：7回／年	階層や職域等により各職員が対象となる受講すべき研修をすべて受講する。	

【資源の整備・取組方針】

① 妊産婦等生活援助事業の整備

- ・妊産婦等生活援助事業の実施に向けて、母子生活支援施設等への委託を検討し、関係する施設、機関等との調整を行う。

② 助産施設・助産制度の体制整備

- ・今後も妊産婦の安心・安全な出産環境を整備するため助産施設4か所の設置

を継続する。

③ こども家庭センター等の連携

- ・ 支援を必要とする妊産婦へ必要に応じて助産制度や妊産婦等生活援助事業への円滑なつなぎを行う。
- ・ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施し、職員の資質向上に努める。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
助産施設の設置数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数	7 回	8 回	9 回	9 回	9 回	9 回
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講人数	100 人	対象となるすべての職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0 か所
助産施設の設置数	4 か所
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数 (※1)	7 回／年
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講人数 (※1)	100 人／年

(※1) 令和5年度実績

2. こどもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(3) 一時保護改革に向けた取組

ア 一時保護体制の整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境が整い、一人ひとりのこどもの状況に応じた一時保護が実施される。 一時保護委託が可能な里親、施設等が適切に確保され、一時保護件数の増加にも対応できる。 一時保護施設には、こどもの特性を理解し、適切に支援するための高い専門性を持ち、アセスメントに必要な行動観察を的確に行うことができる技能を有する人材が配置される。
直 近 の 取 組 結 果	① 一時保護されたこどもの養育環境の確保 ・こどもの安全と最善の利益を最優先にこどもの意向を確認し、一時保護の目的等について丁寧に説明を行い、一時保護を実施した。 ・一時保護施設では、こどものプライバシーに配慮し、こどもの年齢等を勘案して可能な限り個室対応を行った。 ・一時保護施設とは別に、市内に一時保護専用施設を1か所設置した。 ・一時保護委託先確保の取組みとして、新規登録里親増加などに取り組んだ。 ② 一時保護の実施に係る環境整備 ・一時保護施設職員は、外部研修や所内研修において、専門性向上のための研修を受講し、職員間でこどもの権利擁護に関する意識を共有した。 ・一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に基づき、令和6年度中に本市の基準条例を制定予定である。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 一時保護されたこどもの養育環境の確保 ・一時保護の実施にあたっては、こどもの状況に応じた一時保護の実施に努めており、一時保護施設においては、こどものプライバシーに配慮し、こどもの年齢等を勘案して可能な限り個室対応を行っている。 ・一時保護件数の増加にも対応できるように、一時保護委託先確保の取組として、新規登録里親増加などの取組を継続している。

	② 一時保護の実施に係る環境整備 ・一時保護施設の職員については、こどもの行動観察やアセスメントを適切に行い、こどもの権利擁護に関する職員意識の醸成を図るため、引き続き、外部研修や所内研修の受講を促進する必要がある。
--	---

【地域の現状】

- ・市内に一時保護施設 1 か所、一時保護専用施設 1 か所を設置し、一時保護施設の定員は 20 人、一時保護専用施設の定員は 6 人である。資源の必要量等は、現在の状況と同数を設定した。
- ・一時保護委託が可能な養育里親数の現在の状況は、107 組であり、資源の必要量等は、代替養育を必要な児童数に里親委託率の目標値や里親稼働率などを勘案して 134 組と設定した。
- ・一時保護委託が可能なファミリーホーム、児童養護施設、乳児院の現在の状況は下表のとおりであり、資源の必要量等は、現在の状況と同数を設定した。
- ・一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の現在の状況は、年間 2 回、受講者数 14 人であり、資源の必要量等は、一時保護施設職員全員が受講することを想定し、16 人を設定した。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
一時保護施設の定員数	20 人	20 人	—
一時保護専用施設の定員	6 人	6 人	—
委託一時保護が可能な施設等確保数			
一時保護専用施設	1 か所	1 か所	—
養育里親	107 組	134 組	27 組
ファミリーホーム	1 か所	2 か所	1 か所
児童養護施設	3 施設	3 施設	—
乳児院	1 施設	1 施設	—
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数	2 回／年	2 回／年	—
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数	14 人／年	16 人／年	2 人／年

【資源の整備・取組方針】

① 一時保護されたこどもの養育環境の確保

- ・一時保護については、引き続き、こどもの迅速な安全確保と適切なアセスメントの実施という目的に加え、代替養育の場という面も鑑み、できる限り良好な家庭的環境を確保し、こどもの個別性の尊重に努める。
- ・一時保護委託については、引き続き、里親やファミリーホーム等に制度趣旨を丁寧に説明し、協力を依頼する。
- ・一時保護委託の受け入れ先については、新たに設置された自立援助ホーム等に対しても協力を依頼するなど、緊急時の一時保護委託の受入先の拡充を図る。
- ・2歳未満の乳幼児の一時保護については、家庭養育優先原則を踏まえ、こどものケアニーズを勘案し、里親又は乳児院への一時保護委託を行う。
- ・里親に一時保護を委託する際には、里親の受託経験に加え、一時保護するこどもの年齢や状態等を考慮し、こどもにとって最良の養育環境の確保に努める。

② 一時保護の実施に係る環境整備

- ・一時保護施設の経年劣化に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例に基づき、家庭的な養育環境の提供やこどものプライバシーに配慮した施設整備の検討を実施していく。
- ・一時保護施設の職員配置については、一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例に基づいた配置を継続する。
- ・一時保護されたこどもの行動観察やアセスメントを適切に行う職員を育成するため、配置職員の計画的な研修の受講や外部の専門研修の受講の促進等、職員の専門性の向上を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数（人）	20	20	20	20	20	20
一時保護専用施設の定員数（人）	6	6	6	6	6	6
委託一時保護が可能な施設等確保数（施設、里親数）						
一時保護専用施設（か所）	1	1	1	1	1	1
養育里親（組）	107	114	119	124	129	134
ファミリーホーム（か所）	1	1	1	2	2	2
児童養護施設（施設）	3	3	3	3	3	3
乳児院（施設）	1	1	1	1	1	1
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数（人）	14	16	16	16	16	16

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護施設の定員数	20 人
一時保護専用施設の定員数	6 人
委託一時保護が可能な施設等確保数	
一時保護専用施設	1 か所
養育里親 (※1)	107 組
ファミリーホーム	1 か所
児童養護施設	3 施設
乳児院	1 施設
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の実施回数 (※2)	2 回／年
一時保護施設職員に対するこどもの権利擁護に係る研修等の受講者数 (※2)	14 人／年

(※1) 令和 5 年度末実績

(※2) 令和 5 年度実績

イ 一時保護の環境及び体制整備

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	こどもの安全を確保し、適切な保護を行う一時保護においては、権利擁護の観点から必要最小限の保護期間とし、環境変化による不安定な状況を和らげるよう配慮されている。 自身の権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関してこどもが理解し、こどもの意見が適切に表明される仕組みがある。 学齢児以上のこどもに対しては、こどもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援が行われ、こどもの学習権が保障される。
直 近 の 取 組 結 果	① 一時保護されたこどもの最善の利益の確保 ・一時保護は、こどもの安全と最善の利益を最優先に考え行うこととし、一時保護の前にはこどもの意向を必ず確認した。 ・こどもの意思に反して一時保護を実施する場合は、一時保護の目的をこどもの目線に立って分かりやすく説明した。 ・一時保護は、一時保護ガイドラインに則って実施の目的を明確にし、こどもに不利益が生じないよう、必要な支援を集中的に行う等、保護期間の短縮に取り組んだ。 ② 一時保護されたこどもの権利擁護の取組み ・一時保護実施時における権利擁護に関する説明や意見箱の設置、退所時のアンケートを実施し、こどもの意見を踏まえた施設運営を心掛けた。 ・一時保護施設においては、3年ごとの第三者評価及び毎年の自己評価を実施しており、一時保護されたこどもの立場に立った質の高い支援に努めた。 ・一時保護施設にタブレット端末を配置し、こどもの意向に応じてオンデマンド学習（一部オンライン学習）を実施した。 ・一部のこどもにおいては、状況に応じた原籍校への通学支援を実施した。 ・一時保護施設には、教職免許取得者を学習支援員として配置し、学習支援を実施した。 ・一時保護施設における生活上のルールや所持品持込みルールの点検・見直しを行い、所持品の持ち込みについては管理が可能な範囲で認めた。 ・一時保護施設内の日課については、こどもの個別事情に配慮し、柔軟に対応した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	・一時保護施設における平均保護日数は46.6日（R5年度実績）である。 ・令和6年度から、意見聴取等措置を実施している。 ・意見表明支援事業を令和7年度から実施予定である。 ・タブレット端末を配置し、こどもの意向に応じてオンラインや

	オンデマンド学習を実施している。 ・一時保護児童の原籍校への通学対応は、こどもの安全確保等の事情により限定的である。 ・一時保護施設において、3年ごとの第三者評価及び毎年の自己評価を実施している。
--	--

【地域の現状】

- ・一時保護施設において、3年に1回の第三者評価と毎年の自己評価を実施している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
第三者評価を実施している一時保護施設数	1か所	1か所	—

【資源の整備・取組方針】

- ① 一時保護されたこどもの最善の利益の確保
 - ・一時保護の実施にあたっては、一時保護の目的及び必要性を明確にし、解除に向けた達成課題を想定したアセスメントを行う等、可能な限り今後の見通しを考えるとともに、毎週開催する児童相談所の総合会議の場等で一時保護されたこどもの状況や周辺環境等の情報共有を行い、一時保護継続の必要性を随時検討することで一時保護期間の短縮を図る。
 - ・一時保護開始時や必要に応じて随時、こどもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して、こどもの年齢や理解に応じて説明を行う。
- ② 一時保護されたこどもの権利擁護の取組み
 - ・意見聴取等措置及び意見表明支援事業を実施し、こどもの意見が適切に表明されるよう配慮する。
 - ・こどもの意向を聴きながら、原籍校との調整を行い、こどもの意向に応じてオンラインやオンデマンド学習の機会を確保する。
 - ・自主通学が可能な高校生等、個々の状況に応じて原籍校への通学支援を検討し、実施する。
 - ・可能な限りこどもへ安心できる環境を提供するという観点から、心理的に大切な物についてはこどもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等、引き続き、一時保護開始日の支給又は貸与を実施する。
 - ・一時保護施設内のルールについては、施設内のこども会議で定期的に取り上げ、こどもの安全、安心を守るための制限以外、必要最小限のものとなるよう

《浜松市》

う随時見直しを行う。

- ・一時保護日数を必要最小限とするため、適切なアセスメントによる各種診断や家族再統合支援等のための面接、調査を滞りなく行い、定期的に保護の必要性を検討するなど進捗管理を徹底する。
- ・こどもの視点に立った質の高い支援を行うため、3年ごとの第三者評価及び毎年の自己評価を継続して実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している一時保護施設数（か所）	1	1	1	1	1	1

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
第三者評価を実施している一時保護施設数	1 か所
第三者評価を実施している一時保護施設割合	100%
一時保護施設の平均入所日数（※1）	46.6 日
一時保護施設の平均入所率（※1）	67%

（※1）令和5年度実績

2. 子どもが地域で安全に暮らすための取組の推進

(4) 児童相談所の強化等に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）による職員配置基準を踏まえた、児童相談所における児童福祉司や児童心理司などの職員が計画的に配置され、充実した児童相談所の相談支援体制が整備される。 各種研修の充実や職場内でのスーパーバイザーの配置、キャリアデザインの明確化などが行われ、児童相談所職員に求められる業務の知識や技術を身につけた高い専門性を備えた人材が育成され、適時適切な対応ができる。 児童相談所、区福祉事務所、警察、学校、医療機関その他の連携が強化され、児童虐待の早期発見、早期対応が進む。
直 近 の 取 組 結 果	① 児童相談所の相談支援体制の強化 - 児童虐待については、全国的に児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっていることから、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、令和4年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が定められ、本プランに沿って児童福祉司、児童心理司、弁護士などの増員、配置を行った。 - 令和5年4月1日から、現職警察官1人を配置している。 ② 専門性を備えた人材の育成・確保 - 職員研修は、児童福祉司の任用前講習会及び任用後研修、スーパーバイザー研修などの外部研修を受講し、また、所内研修ワーキンググループによる所内研修を実施した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 児童相談所の相談支援体制の強化 - 児童相談所においては、児童福祉司等の職員を適切に配置しており、配置基準を満たすように努めた。 - 第三者評価は、未実施である。 - こども家庭ソーシャルワーカー（令和4年改正児童福祉法により創設された認定資格をいう。以下同じ。）の取得に係る研修受講支援について検討を行っている。 - 家族が抱える課題に対し、個別支援会議の開催など、関係機関の連携体制構築を図った。

	② 専門性を備えた人材の育成・確保 ・法定研修、外部研修及び所内研修を実施し、発達障害など、こどもの特性に応じた職員の資質向上を図った。
--	---

【地域の現状】

- ・児童福祉法施行令改正に伴い、児童相談所の職員体制について、適時増員を図っている。
 児童福祉司配置数（令和6年度）
 29人（配置標準充足）
 児童心理司配置数（令和6年度）
 14人（配置標準充足）
- ・平成31年4月1日から児童精神科嘱託医を2人、小児科1人を増員し、5人（児童精神科4人、小児科1人）を配置している。
- ・静岡県弁護士会の協力を得て、平成31年4月から非常勤職員として弁護士を配置している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所の管轄人口	786,792人	—	—
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	1か所
児童福祉司の配置数	29人	30人	1人
児童心理司の配置数	14人	15人	1人
市町村支援児童福祉司の配置数	1人	1人	—
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	6人	6人	—
医師の配置数	5人	5人	—
保健師の配置数	3人	3人	—
弁護士の配置数	2人	2人	—
児童相談所職員の研修受講者数	720人	全職員	全職員
専門職採用者数	1人（臨床心理士）	1人（臨床心理士）	—

【資源の整備・取組方針】

- ・児童福祉司、児童心理司、スーパーバイザー等の配置標準を満たした適正配置を確保する。
- ・職場内研修ワーキンググループによる所内研修や外部機関が実施する研修へ

の参加、O J Tの実施を継続する。

- ・ こども家庭ソーシャルワーカー認定資格取得のための研修受講支援を行い、研修受講により職員の専門性向上を図る。
- ・ 連絡調整や技術的援助等を行う市町村支援児童福祉司を中心として、こども家庭センターとの連携等、関係機関と連携体制を構築する。
- ・ 管内小中学校、高等学校等との連携体制の強化、促進を図る。
- ・ こどもの最善の利益を保障し、質の高い支援を行うための第三者評価の実施に向けた検討を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している児童相談所数（か所）	0	0	0	0	1	1
児童福祉司の配置数（人）	29	29	29	30	30	30
児童心理司の配置数（人）	14	14	14	15	15	15
市町村支援児童福祉司の配置数（人）	1	1	1	1	1	1
児童福祉司スーパーバイザーの配置数（人）	6	6	6	6	6	6
医師の配置数（人）	5	5	5	5	5	5
常 勤（人）	0	0	0	0	0	0
非常勤（人）	5	5	5	5	5	5
保健師の配置数（人）	3	3	3	3	3	3
常 勤（人）	3	3	3	3	3	3
非常勤（人）	0	0	0	0	0	0
弁護士の配置数（人）	2	2	2	2	2	2
児童相談所職員の研修受講者数（人）	720	全職員				
専門職採用者数（人）	1	1	1	1	1	1

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童相談所の管轄人口（※1）	786,792 人
第三者評価を実施している児童相談所数	0 か所
児童福祉司の配置数	29 人
児童心理司の配置数	14 人
市町村支援児童福祉司の配置数	1 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	6 人
医師の配置数	5 人
保健師の配置数	3 人
弁護士配置数	2 人
児童相談所職員の研修受講者数	720 人
専門職採用者数	1 人

（※1）令和 6 年 4 月 1 日現在

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

ア 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【地域の現状】

- ・平成 29 年度から児童相談所に里親推進グループを設置し、里親等支援業務を包括的に実施している。
- ・里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司が連携して家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障に基づいたケースワークを実施している。
- ・早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行之、長期措置を防ぐための支援について、年 4 回の進行管理会議を通して担当職員がスーパーバイズを受ける機会を確保している。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に 行う児童相談所における専門チームの配置など体制整備の状況	里親推進グループを中心とする支援の実施	里親推進グループを中心とする支援の継続	—

【資源の整備・取組方針】

- ・里親推進グループ、担当児童福祉司及び担当児童心理司による家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づいたケースワークを継続していく。
- ・進行管理会議では、対象となるこどもの意向や家族状況を踏まえ、児童相談所が措置中のこどもに対して行う家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の進捗確認や評価に加え、家庭養育への移行について検討を行う。
- ・里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司が連携して、実親が里親等委託に不安を抱かないような説明や委託後の親子交流の確保等を行い、里親等委託に対する実親の理解を醸成する。

《浜松市》

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
里親への平均委託期間（※1）	3 年 11 か月
ファミリーホームへの平均委託期間（※1）	7 年 3 か月
乳児院への平均措置期間（※1）	1 年 5 か月
児童養護施設への平均措置期間（※1）	5 年 0 か月

（※1） 令和 5 年度末実績

イ 親子関係再構築に向けた取組

【地域の現状】

① 児童相談所における体制強化

- ・担当児童福祉司と担当児童心理司が連携して親子関係再構築に向けての支援を実施している。
- ・平成 29 年 3 月に、親子関係再構築支援の取り組みについて解説した児童相談所職員向けの「親子おうえんハンドブック」を作成し、ハンドブックの内容を基にした親子関係再構築支援に関する職員研修を年 2 回実施している。
- ・親子関係再構築支援の取組として精神科医等の協力を得たカウンセリングやペアレントトレーニング等の保護者支援プログラム等を実施している。
- ・親子関係再構築支援体制の強化のため、児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関するライセンス取得を促進する。

② 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援

- ・親子分離を行ったこどもの施設等からの退所時の支援等、親子関係再構築に向けた里親・施設等との連携は個別ケースに応じて行われている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【カウンセリング】（※1）	19 件／年	24 件／年	5 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【家族療法・保護者支援プログラム】（※2）	20 件／年	25 件／年	5 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【ファミリーグループカンファレンス】（※3）	29 件／年	35 件／年	6 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【宿泊型支援事業】（※4）	0 件／年	1 件／年	1 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 【スーパーバイズ】（※5）	18 件／年	24 件／年	6 件／年
親子関係再構築支援体制の整備	親子関係再構築支援のための「親子おうえんハンドブック」を活用した研修及び SV によるサポート体制を整備	必要に応じた「親子おうえんハンドブック」の改訂	現体制を継続しつつ、必要に応じた「親子おうえんハンドブック」の改訂

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	2回／年	2回／年	－
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	28人／年	30人／年	2人／年
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	整備済	整備済	－
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備	整備済	整備

- (※1)【カウンセリング】とは、精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対して行うカウンセリングを言う。
- (※2)【家族療法・保護者支援プログラム】とは、こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラム（ペアレント・トレーニングなど）を言う。
- (※3)【ファミリーグループカウンセリング】とは、こどもや保護者が参加する個別支援会議など、当事者が主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける支援を言う。
- (※4)【宿泊型支援】とは、離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行う支援を言う。
- (※5)【スーパーバイズ】とは、学識経験者や医師等から親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受けることを言う。

【資源の整備・取組方針】

① 児童相談所における体制強化

- ・担当児童福祉司と担当児童心理司が連携し、親子関係再構築支援を継続実施する。
- ・親子関係再構築支援を行う際の選択肢の一つとして、保護者支援プログラムの実施ができる体制を整備するため、児童相談所に保護者支援プログラム等の有資格者の設置を促進する。
- ・「親子おうえんハンドブック」の内容を基にした親子関係再構築支援に関する職員研修を継続して年2回実施するとともに、必要に応じて「親子おうえんハンドブック」の改訂を行っていく。

② 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援

- ・施設入所や里親等委託など、分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援

については、自立支援計画の策定時等を利用して、児童相談所と支援者（施設職員、里親等）間で親子関係再構築支援の方針、内容について早期から情報共有を行うなど、協働した支援を行う体制の構築を図る。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（件） 【カウンセリング】	19	20	21	22	23	24
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（件） 【家族療法・保護者支援プログラム】	20	21	22	23	24	25
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（件） 【ファミリーグループカンファレンス】	29	31	32	33	34	35
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（件） 【宿泊型支援事業】	0	1	1	1	1	1
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（件） 【スーパーバイズ】	18	20	21	22	23	24
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数（回）	2	2	2	2	2	2
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数（人）	28	30	30	30	30	30

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【カウンセリング】(※1)	19 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【家族療法・保護者支援プログラム】(※1)	20 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【ファミリーグループカウンセリング】(※1)	29 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【宿泊型支援事業】(※1)	0 件／年
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【スーパーバイズ】(※1)	18 件／年
親子関係再構築支援体制の整備	整備済
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数 (※1)	2 回／年
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数 (※1)	28 人／年
保護者支援プログラム等に関する研修実施、ライセンス取得に向けた体制の整備	整備済
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	未整備

(※1) 令和 5 年度実績

ウ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	特別養子縁組制度に関する理解が進み、特別養子縁組等が社会的養護が必要なこどもにとって重要な選択肢のひとつとして認識され、より活用される。 乳幼児の代替養育を担う乳児院、医療機関、区福祉事務所等の関係機関と緊密に連携を図りながら、特別養子縁組等が活用され、児童にとって最適な支援につながる。 特別養子縁組の対象となるこどもが安心・安全な環境で暮らすことができ、こどもの権利が適切に守られている。
直 近 の 取 組 結 果	① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方 ・里親推進グループを中心に特別養子縁組を前提とした里親とのマッチングから縁組成立後の支援までを実施した。 ② 民間あっせん機関等との連携について ・民間あっせん機関を通じて特別養子縁組を前提とした養育を開始した養親希望者に対して、里親推進グループを中心とした支援を実施した。 ・養子縁組里親について産婦人科医会への制度啓発協力依頼を実施した。 ③ 特別養子縁組等の成立後の支援 ・縁組成立後の家庭に対し、児童相談所が真実告知や生き立ちの整理など必要に応じた支援を実施した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方 ・令和5年度の児童相談所での特別養子縁組の成立件数は2件であり、成立件数は横ばいの状態である。 ② 民間あっせん機関等との連携について ・民間あっせん機関を通じて特別養子縁組を前提とした養育を開始した養親希望者に対して支援を実施し、良好な養育環境の確保に努めた。 ③ 特別養子縁組等の成立後の支援 ・縁組成立後の家庭に対し、児童相談所が真実告知や生き立ちの整理など必要に応じた支援を実施し、こどもの権利擁護に努めた。

【地域の現状】

- ・里親推進グループを中心とした特別養子縁組等の相談支援体制を継続する。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	2件／年	4件／年	2件／年
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数（※1）	0件／年	0件／年	0件／年
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	里親推進グループを中心とした検討体制	里親推進グループを中心とした検討体制の維持	－
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	里親推進グループを中心とした支援体制	里親推進グループを中心とした支援体制の維持	－
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	1人／年	全職員	全職員

（※1）「民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数」は、代替養育を開始したこどもについて、家庭復帰を目指したものの、それが困難なために特別養子縁組を検討する中で、児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合に、民間あっせん機関との連携・協力により特別養子縁組が成立した件数

【資源の整備・取組方針】

- ① 特別養子縁組等に向けたケースマネジメントの在り方
 - ・児童相談所里親推進グループを中心とした特別養子縁組等の相談支援体制を継続しつつ、里親支援センターの設置に向け、役割分担などの検討や調整を実施していく。
 - ・家族再統合が極めて困難と判断されるこどもについて、児童相談所長による特別養子縁組適格の審判の申立を検討していく。
 - ・特別養子縁組等に関する児童相談所の全職員を対象とした内部研修を実施し、パーマネンシー保障としての養子縁組制度に対する職員の理解を深め、特別養子縁組等の積極的な検討に向けて意識の醸成を図る。
- ② 民間あっせん機関等との連携
 - ・民間あっせん機関を通じて特別養子縁組を前提とした養育を開始した養親希望者に対して、里親推進グループを中心とした支援を継続する。
- ③ 特別養子縁組等成立後の支援について
 - ・「児童相談所運営指針」に沿い、成立後少なくとも半年間は児童福祉司指導

等による援助を継続する。

- ・特別養子縁組等成立後の家庭に対し、児童相談所が真実告知や生い立ちの整理など必要に応じた支援を継続する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（件）	2	2	2	3	3	4
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数（件）	0	0	0	0	0	0
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数（人）	1	全職員				

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（※1）	2件／年
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数（※1）	0件／年
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	整備済
特別養子縁組等の相談支援体制の整備	整備済
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数（※1）	1人／年
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	無

（※1）令和5年度実績

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(2) 里親等への委託の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	里親制度について、社会的認知度が向上し、里親登録者が増加することにより、家庭における養育環境と同様の養育環境の受け皿が確保される。 代替養育が望ましいこどもの里親やファミリーホームへの委託が進み、こどもの状況に合った養育環境が提供される。 里親への包括支援（フォスタリング）や、関係機関との連携強化による支援体制の充実が図られ、質の高い養育支援が提供される。
直 近 の 取 組 結 果	① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援 ・里親推進グループにおいて包括的な里親支援業を実施した。 ② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等 ・里親制度啓発として、月1回の里親制度説明会、里親月間における駅前での啓発活動、ショッピングモールでのパネル展示、電車中吊り広告等を実施した。 ・里親人材育成として、里親登録研修、受託後フォローアップ研修、未委託里親研修、ペアレントトレーニング等を実施した。 ③ 里親不調に至った要因分析とその対応 ・里親養育支援として、定期的な家庭訪問や面接、里親サロン、レスパイト・ケア等を実施した。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援 ・令和5年度末の里親等委託率は、3歳未満73.7%、3歳以上の就学前66.7%、学童期以降22.0%であった。 ・児童相談所職員の意識改革や受け皿となる里親の確保により、乳幼児の委託を積極的に進めた結果、乳幼児について現行計画の目標を達成した。 ・学童期以降の里親等委託については、受託を希望する里親が少なく、愛着形成などの難しさがあることから委託が進んでいない。 ② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等 ・令和5年度末の里親登録数は、109組で横ばいである。 ・里親啓発事業を継続しているが、里親制度の社会的認知度は未だ低く、里親登録数が十分に増加していない。 ③ 里親不調の要因分析とその対応 ・令和5年度の里親不調数は0件であった。

【地域の現状】

- ・里親推進グループにおいて包括的な里親支援事業を実施しており、今後も里親支援専門相談員と連携し、家庭養育優先原則に基づく里親等委託の検討、里親・ファミリーホームの確保と育成を図っていく。
- ・里親等委託率に関する資源の必要量は、既に里親・ファミリーホームへの委託中のこども数に加え、市内の乳児院、児童養護施設に入所しているこどもを対象とした状況調査の結果において、里親・ファミリーホームでの養育が望ましいと考えられ、かつ里親等委託を拒否していないこども数をもとに設定した。
- ・里親登録数について、代替養育が必要なこども数に里親委託率の目標値や里親稼働率などを勘案し、資源の必要量を 134 組とした。
- ・里親登録（認定）に係る社会福祉審議会児童福祉専門分科会は、年 2 回開催しており、資源の必要量等は、里親登録（認定）の年間申請件数が概ね 10 組で現在の開催回数で支障は無いと考えられることから、現状維持として設定した。
- ・里親支援センターは未設置であるが、市内に 1 か所設置するものとして調整を行うこととした。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
里親等委託率	39.7%	56.0%	16.3%
3歳未満	73.7%	75.0%	1.3%
3歳以上の就学前	66.7%	70.0%	3.3%
学童期以降	22.0%	50.0%	28%
里親等登録率	108.0%	142%	34%
里親等稼働率	36.7%	40.7%	4%
里親登録数	109 組(重複有)	134 組	25 組
養育里親	107 組	134 組	27 組
専門里親	4 組(重複有)	4 組	－
養子縁組里親	54 組(重複有)	74 組	20 組
ファミリーホーム数	1 か所	2 か所	1 か所
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	2 回／年	2 回／年	－
里親支援センターの設置数	0 か所	1 か所	1 か所
民間フォスティング機関の設置数	0 か所	0 か所	－
児童相談所における里親等支援体制の整備	整備済	里親推進グループによる支援の継続	－
必修研修以外の研修の実施回数	8 回／年	10 回／年	2 回／年

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
必修研修以外の研修の受講者数	66 人／年	100 人／年	34 人／年

【資源の整備・取組方針】

- ① 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援
 - ・ こどもの家庭分離にあたっては、児童相談所において、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づき、こどもの意向や状況等を踏まえた適切な代替養育先の検討を行う。
 - ・ 特に乳幼児期は愛着関係の基礎を作る重要な時期であり、特定の大人との安定した愛着形成が、その後のこどもの成長に深く関わることから、積極的な里親等への委託実施を継続していく。
 - ・ 里親等委託を実施する際には、こどもの意見・意向の聴取や心身の状態のアセスメント、委託後の里親等支援体制の構築など、委託後の里親不調を予防するための取組みを着実に実施する。
 - ・ 里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司が連携して、実親が里親等委託に不安を抱かないような説明や委託後の親子交流の確保等を行い、里親等委託に対する実親の理解を醸成する。
- ② 代替養育が必要なこどもの十分な受け皿の確保等
 - ・ デジタル手法を取り入れるなど啓発事業を拡充して里親の社会的認知度を向上させ、短期受け入れ里親や障害児を受け入れられる里親など多様な里親を確保していく。
- ③ 里親不調の要因分析とその対応
 - ・ 令和２年度から令和５年度において、やむを得ず里親委託解除に至ったケースは２ケースが該当した。
 - ・ ２ケースとも学童期以降に新規に里親委託となり、委託から２年以内に委託解除に至っており、委託時の年齢が高年齢であることは里親不調が起こる要因であると考えられる。
 - ・ 里親等委託が可能と考えられるこどもについては、できる限り低年齢のうちに里親等への委託を検討し、委託に当たっては、こどもと里親のマッチング時のアセスメント等を丁寧に行う。
 - ・ 里親推進グループと担当児童福祉司及び担当児童心理司、里親支援専門相談員が連携して里親子面接、必要に応じた医療機関や障害児通所施設、保育園等との調整を行うとともに、レスパイト・ケア制度の積極的な活用を更に進

め、里親の負担を軽減することで里親不調を予防するとともに里親等委託の推進を図る。

④ 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ・里親推進グループによる包括的里親支援を継続しつつ、里親支援センターの設置に向けた調整を実施する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率（％）	39.7	43.0	46.5	50.0	53.5	56.0
3歳未満（％）	73.7	74.0	74.3	74.6	74.9	75.0
3歳以上の就学前（％）	66.7	67.0	68.0	69.0	69.5	70.0
学童期以降（％）	22.0	28.0	34.0	40.0	46.0	50.0
ファミリーホーム数（か所）	1	1	1	2	2	2
里親登録（認定）に係る審議会開催件数（回）	2	2	2	2	2	2
里親登録数（組）	109	114	119	124	129	134
養育里親	107	114	119	124	129	134
専門里親	4	4	4	4	4	4
養子縁組里親	54	58	62	66	70	74
里親支援センターの設置数（か所）	0	0	0	0	0	1
必修研修以外の研修の実施回数（回）	8	9	10	10	10	10
必修研修以外の研修の受講者数（人）	66	80	100	100	100	100

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
里親等委託率（※1）	39.7%
3歳未満	73.7%
3歳以上の就学前	66.7%
学童期以降	22.0%
里親等登録率（※1）	108.0%
里親等稼働率（※1）	36.7%
里親登録数（※1）	109組
養育里親	107組
専門里親	4組
養子縁組里親	54組
新規里親登録（認定）数（※2）	7組
養育里親	7組
専門里親	0組
養子縁組里親	3組
委託里親数（※1）	37組
養育里親	36組
専門里親	1組
養子縁組里親	0組
委託子ども数（※1）	46人
養育里親	45人
専門里親	1人
養子縁組里親	0人
ファミリーホーム（※1）	
ファミリーホーム数	1か所
新規ホーム数	0か所
委託子ども数	6人
里親登録（認定）に対する委託里親の割合（※2）	41.3%
里親登録（認定）に対する「委託里親」及び「措置によらない形（一時保護等）により養育をしている里親」の割合（※2）	53.2%
里親登録（認定）に係る審議会開催件数	2回／年
里親支援センターの設置数	0か所
民間への委託数	0か所
民間フォostリング機関の設置数	0か所
必修研修以外の研修の実施回数（※2）	8回／年
必修研修以外の研修の受講者数（※2）	66人／年

（※1）令和5年度末実績 （※2）令和5年度実績

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(3) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	乳児院や児童養護施設における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの整備が促進される。 措置されたこどもや保護者に対する施設による集中的な支援の提供により、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等が促進される。 専門性の高い職員の配置や職員間の連携強化により養育の質が向上する。
直 近 の 取 組 結 果	① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化 ・市内に3か所ある児童養護施設が小規模かつ地域分散化、高機能化に向けて施設の体制整備を実施している。 ・児童養護施設の小規模かつ地域分散化の取組として、市内に地域小規模施設5施設、分園型小規模グループケア1施設、ユニット化された本体施設1施設を整備している。 ・児童養護施設の高機能化の取組として、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員を3施設、看護師、医療機関等連絡調整員、障害児等受入調整員を2施設で配置している。 ・乳児院の高機能化の取組として、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、医療機関等連絡調整員を配置している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化 ・各施設は、施設地域分散化等加速化プランに則り、計画的に地域小規模児童養護施設の整備に取り組んでいる。 ・各施設の家庭支援専門相談員が中心となり、家庭復帰に向けたこども、保護者への支援を実施している。 ・心理士や看護師等の専門職の配置促進により、専門性の高い養育環境を整備している。

【地域の現状】

- ・各施設と毎年ヒアリングを行うことにより小規模かつ地域分散化の状況について調査し、予算措置を含めた適切な支援を実施している。
- ・施設地域分散化により、施設職員数の確保や本体施設のユニット化により、ケアニーズの高いこどものケアを行う専門職員を確保が課題となっている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
小規模かつ地域分散化した施設数			
乳児院	0 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	6 施設	9 施設	3 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数			
乳児院	0 人	0 人	－
児童養護施設	32 人	52 人	20 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	1 施設	1 施設	－
心理療法担当職員	1 施設	1 施設	－
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	3 施設	3 施設	－
心理療法担当職員	3 施設	3 施設	－
自立支援担当職員	1 施設	1 施設	－
看護師	2 施設	3 施設	1 施設
職業指導員	0 施設	0 施設	－
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】			
家庭支援専門相談員	1 人	1 人	－
心理療法担当職員	1 人	1 人	－
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】			
家庭支援専門相談員	5 人	5 人	－
心理療法担当職員	4 人	4 人	－
自立支援担当職員	3 人	3 人	－
看護師	2 人	3 人	1 人
職業指導員	0 人	0 人	－
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】			
親子支援事業	0 施設	0 施設	－
家族療法事業	1 施設	1 施設	－
育児指導機能強化事業	1 施設	1 施設	－
医療機関等連携強化事業	1 施設	1 施設	－
障害児等受入体制強化事業	0 施設	0 施設	－

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】			
親子支援事業	1 施設	2 施設	1 施設
家族療法事業	0 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	1 施設	1 施設
医療機関等連携強化事業	2 施設	2 施設	—
障害児等受入体制強化事業	2 施設	2 施設	—

【資源の整備・取組方針】

- ① 乳児院、児童養護施設における小規模かつ地域分散化、高機能化
 - ・各施設への毎年のヒアリングを継続し、小規模かつ地域分散化、高機能化に向けた検討状況や課題等について、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行う。
 - ・今後新たに整備される施設は、できる限り良好な家庭環境を整備し、質の高い個別的なケアを実現するために、施設に対し適切な財政支援等を実施する。また、国へ施設整備補助の必要性を伝え、国の補助事業を活用する。
 - ・養育機能強化のための親子支援事業の実施を促進し、各施設が措置されているこどもの早期家庭復帰支援が行える体制を整備する。
- ② 施設等における人材確保・人材育成等
 - ・ケアニーズの高いこどものケアを行うなど養育機能強化のための専門職員の配置を促進するため、専門職等の人材確保や職員等の処遇改善に係る取組に対して、必要な財政支援を行う。

《浜松市》

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
小規模かつ地域分散化した施設数						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	6 施設	7 施設	6 施設	7 施設	9 施設	9 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数						
乳児院	0 人	0 人	0 人	4 人	4 人	4 人
児童養護施設	32 人	40 人	36 人	42 人	52 人	52 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
心理療法担当職員	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
養育機能強化のための専門職の加配施設数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
心理療法担当職員	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
自立支援担当職員	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
看護師	2 施設	2 施設	2 施設	3 施設	3 施設	3 施設
職業指導員	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】						
家庭支援専門相談員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
心理療法担当職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】						
家庭支援専門相談員	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
心理療法担当職員	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
自立支援担当職員	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
看護師	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
職業指導員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】						
親子支援事業	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
家族療法事業	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
医療機関等連携強化事業	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】						
親子支援事業	1 施設	1 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
家族療法事業	0 施設	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設
育児指導機能強化事業	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
医療機関等連携強化事業	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
障害児等受入体制強化事業	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
小規模かつ地域分散化した施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	6 施設
小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	
乳児院	0 人
児童養護施設	32 人
養育機能強化のための専門職の加配施設数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	1 施設
心理療法担当職員	1 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	3 施設
心理療法担当職員	3 施設
自立支援担当職員	1 施設
看護師	2 施設
職業指導員	0 施設
養育機能強化のための専門職の加配職員数【乳児院】	
家庭支援専門相談員	1 人
心理療法担当職員	1 人
養育機能強化のための専門職の加配職員数【児童養護施設】	
家庭支援専門相談員	5 人
心理療法担当職員	4 人
自立支援担当職員	3 人
看護師	2 人
職業指導員	0 人
養育機能強化のための事業実施施設数【乳児院】	
親子支援事業	0 施設
家族療法事業	1 施設
育児指導機能強化事業	1 施設
医療機関等連携強化事業	1 施設
障害児等受入体制強化事業	0 施設
養育機能強化のための事業実施施設数【児童養護施設】	
親子支援事業	1 施設
家族療法事業	0 施設
育児指導機能強化事業	0 施設
医療機関等連携強化事業	2 施設
障害児等受入体制強化事業	2 施設

イ 多機能化・機能転換

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	施設で一時保護委託の受入や里親支援、在宅支援の充実化等、施設の多機能化・機能転換を実施する。 一時保護専用施設の設置等、一時保護委託の受入体制の整備が促進される。 里親を包括的に支援するフォスティング機関の設置による里親委託を推進する。 児童養護施設等における児童相談所や市町等の関係機関との連携による在宅支援を充実する。
直 近 の 取 組 結 果	① 乳児院、児童養護施設における高機能化・多機能化 ・一時保護体制の整備を促進し、市内児童養護施設 1 か所で一時保護専用施設を設置している。 ・里親支援体制を整備し、里親支援専門相談員を児童養護施設 2 施設、乳児院 1 施設で配置している。 ・在宅支援機能を強化し、子育て短期支援事業を児童養護施設 3 施設、育児指導機能強化事業を乳児院で実施している。 ・措置中児童の早期家庭復帰を支援するため、乳児院で家族療法支援事業を実施している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	① 乳児院、児童養護施設における高機能化・多機能化 ・市内児童養護施設で一時保護専用施設が整備され、一時保護体制の受入が強化された。 ・各施設で里親支援専門相談員が配置され、里親支援体制が強化された。里親包括支援事業の施設への委託は実施していない。 ・児童養護施設で子育て短期支援事業を実施し、在宅支援機能を強化している。その他の家庭支援事業については実施していない。 ・乳児院で育児指導機能強化事業を実施し、在宅支援機能を強化している。家庭支援事業については実施していない。 ・乳児院で家族療法支援事業を実施し、措置児童の早期家庭復帰支援体制を強化している

【地域の現状】

- ・児童養護施設及び乳児院は高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた施設計画を策定している。
- ・各施設の在宅支援機能強化に向けた事業実施の人員確保等への支援の実施している。
- ・乳児院や母子生活支援施設での妊産婦等生活援助事業は未実施であり、実施に向けて関係機関と調整を行っている。

- ・ 児童養護施設、乳児院での子育て短期支援事業を除く家庭支援事業は実施していない。
- ・ 施設への里親支援センター、里親養育包括支援事業の委託は未実施であり、実施に向けて関係機関と調整を行っている。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
一時保護専用施設の整備施設数			
乳児院	0 施設	1 施設	－
児童養護施設	1 施設		
児童家庭支援センターの設置施設数（※1）			
乳児院	0 施設	0 施設	－
児童養護施設	0 施設		
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数			
乳児院	0 施設	2 施設	－
児童養護施設	0 施設		
妊産婦等生活援助事業の実施施設数			
乳児院	0 施設	0 施設	－
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】			
乳児院	0 施設	3 施設	－
児童養護施設	3 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】			
乳児院	0 施設	0 施設	－
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】			
乳児院	0 施設	0 施設	－
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】			
乳児院	0 施設	0 施設	－
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】			
乳児院	0 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設		
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】			
乳児院	0 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設		

（※1）施設等附置による児童家庭支援センターのみ

【資源の整備・取組方針】

① 乳児院、児童養護施設における高機能化・多機能化

- ・児童養護施設等の小規模化等の整備状況や措置入所及び一時保護の状況を鑑みて、一時保護専用施設の整備の必要性を検討する。整備するうえで、一時保護機能のみならず、子育て短期支援事業やレスパイト・ケアなどへの活用が図られるよう調整を行う。
- ・児童養護施設等への児童家庭支援センターの設置計画はなく、家庭支援事業の委託を優先して実施に向けた調整を進める。
- ・児童養護施設等の里親支援センター開設に向けて、里親包括支援事業の段階的な委託を調整する。
- ・母子生活支援施設での妊産婦等生活援助事業の実施を促進するため、施設との連携及び調整を行う。
- ・施設の高機能化及び多機能化・機能転換を推進するために必要な専門職の確保や職員の雇用環境の改善、研修への積極的な参加に向けた取組について可能な財政支援や情報提供を行う。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値				
		R7	R8	R9	R10	R11
一時保護専用施設の整備施設数						
乳児院	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	1 施設					
児童家庭支援センターの設置施設数						
乳児院	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
児童養護施設	0 施設					
(その他社会福祉法人等による運営)	1 施設					
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数						
乳児院	0 施設	0 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設					
(その他社会福祉法人等による運営)	0 施設					
妊産婦等生活援助事業の実施施設数						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て短期支援事業】						
乳児院	0 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設	3 施設
児童養護施設	3 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【養育支援訪問事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【一時預かり事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【子育て世帯訪問支援事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【児童育成支援拠点事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設					
市町の家庭支援事業を委託されている施設数【親子関係形成支援事業】						
乳児院	0 施設	0 施設	0 施設	2 施設	2 施設	2 施設
児童養護施設	0 施設					

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
一時保護専用施設の整備施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	1 施設
児童家庭支援センターの設置施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
(その他)	1 施設
里親支援センター、里親養育包括支援事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
(その他)	0 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
市町の家庭支援事業を委託されている施設数	
子育て短期支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	3 施設
養育支援訪問事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
一時預かり事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
子育て世帯訪問支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
児童育成支援拠点事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設
親子関係形成支援事業	
乳児院	0 施設
児童養護施設	0 施設

3. 家族と同様の環境における養育の推進

(4) 障害児入所施設における支援

【地域の現状】

- ・市内に 2 か所ある福祉型障害児入所施設はいずれもユニット化されており、「できる限り良好な家庭環境」が整備されている。
- ・市内に 1 か所ある医療型障害児入所施設は、ユニット化されていない。

項目	現在の状況
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」を整備している施設数	2 施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭環境」で生活している障害児の数	45 人

【資源の整備・取組方針】

① 障害児入所支援施設の小規模化

- ・引き続き、施設に入所する児童が「良好な家庭的環境」において養育される体制を確保する。

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	2 施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	45 人

4. こどもの自立支援の推進

(1) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【改定前計画の達成見込み・要因分析等】

計画改定前の 目標設定の内容	施設や里親に措置されているこどもに対し、措置中から就労や進学に向けた住居や経済的な問題なども含めた相談支援が行われ、希望に沿った自立ができる。 措置解除後も、必要に応じた生活相談や就労相談、居住支援や生活支援など、継続的な支援によりこどもが安心して生活をおくることができる。 自立に向けた中間ステップとしての自立援助ホームの設置や活用が促進され、退所後にも安全で温かい生活場所が確保される。
直 近 の 取 組 結 果	①社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ・浜松市退所児童等アフターケア事業により、措置中から自立に向けた個別相談支援や社会生活に向けた知識や心構え等の集団講習会を実施している。 ・浜松市退所児童等アフターケア事業により、措置解除後の生活・就労相談を実施している。 ②自立援助ホームの設置 ・市内の自立援助ホームは令和2年度の1か所から令和5年度は3か所に増加している。
令和6年度末時点での 目標の達成見込み	①社会的養護自立支援の推進に向けた取組 ・浜松市退所児童等アフターケア事業により、措置中及び措置解除後の自立支援を実施し、措置解除者の生活スタイルや状況、希望に合わせた支援を行っている。 ・浜松市児童養護施設の実家的機能による自立支援事業の実施により、一時的に生活が困難となった措置解除者へ安心安全な生活場所を提供している。 ②自立援助ホームの設置 ・自立援助ホームの増設置により、中学卒業後の自立に向けた生活場所を確保し、こどもの安定した社会生活の基盤づくりに寄与している。

【地域の現状】

- ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

現状値	R7	R8	R9	R10	R11
111 人	111 人	108 人	106 人	105 人	102 人

※18 歳から 29 歳までの者を対象として見込を推計

- ・ 社会的養護自立支援拠点事業について未実施であり、児童養護施設等と実施に向けて調整を行っている。
- ・ 社会的養護自立支援協議会について未設置であり、設置の必要性について今後検討する。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型実施事業所（自立援助ホーム）は市内に 3 か所設置されている。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅱ型は市内の児童養護施設 3 施設で実施されている。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅲ型は未実施である。

項目	現在の状況	資源の必要量等	整備すべき見込み量等
児童自立生活援助事業の実施箇所数			
Ⅰ型（定員）	22 人	26 人	4 人
Ⅱ型（定員）	6 人	9 人	3 人
Ⅲ型（定員）	0 人	2 人	2 人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0 か所	1 か所	1 か所
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未実施	要検討	要検討

【資源の整備・取組方針】

①社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 里親委託も含めたすべての措置解除者が自立後の生活を安定的に送るための相談支援体制や自立生活が困難となった者の一時的な避難場所として機能する社会的養護自立支援拠点事業所を市内 1 か所に整備する。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の実施にあたっては、措置解除者が相談しやすい体制を構築する。
- ・ 児童自立生活援助事業Ⅰ型～Ⅲ型については、施設整備や入所措置の状況を確認しながら、適切に事業が実施できる体制が整備されるよう施設への支援を行う。
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業を実施するなかで、支援を必要とする措置解除者等の数や実情の把握を行い、社会的養護自立支援協議会の設置について検

《浜松市》

討する。

[年度ごとの定量的な整備目標]

項目	現状値	目標値					
		R7	R8	R9	R10	R11	
児童自立生活援助事業の実施箇所数							
I 型（定員）	22 人	26 人	26 人	26 人	26 人	26 人	
II 型（定員）	6 人	7 人	9 人	9 人	9 人	9 人	
Ⅲ型（定員）	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人	2 人	
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	

【評価のための指標】

内容	現状値 (R6)
児童自立生活援助事業の実施箇所数	
I 型（定員）	22 人
II 型（定員）	6 人
III 型（定員）	0 人
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	未実施
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備	未実施